

平成25年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成25年2月7日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 開 会 平成25年2月7日
  - 1番 岩崎成子
  - 2番 野田泰博
  - 3番 松尾榮子
  - 4番 秋本享志
  - 5番 血脇敏行
  - 6番 軍司俊紀
  - 7番 山本清
  - 8番 藤村勉
  - 9番 藤代武雄
  - 10番 多田育民
5. 不応招、欠席議員 なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名
  - 管理者 板倉正直
  - 副管理者 伊澤史夫
  - 副管理者 岡田正市
  - 会計管理者 小川新一
  - 事務局長 岩崎良信
  - 次長 服部民男
  - 庶務課長 武藤茂
  - 印西クリーンセンター工場長
  - 平岡自然公園事業推進課長 武藤秀敏
  - 印西クリーンセンター高橋康夫
  - 主幹
  - 印西クリーンセンター鳥羽洋志
  - 主幹
7. 管理者提出議案
  - 議案第1号 印西地区環境整備事業組合附属機関条例の制定について
  - 議案第2号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正について
  - 議案第3号 訴訟上の和解について
  - 議案第4号 平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第2号)について
  - 議案第5号 平成25年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算(第1号)について
  - 議案第6号 平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について
  - 議案第7号 平成25年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算について
8. 議員提出議案
  - 発議案第1号 印西地区環境整備事業組合議会委員会条例の制定について
  - 発議案第2号 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備等特別委員会の設置について
  - 発議案第3号 印西地区環境整備事業組合議会会議規則の全部改正について
9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。
  - 1番 岩崎成子
  - 2番 野田泰博
11. 議事の経過

---

◎開会の宣告

○議長（多田育民君） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。平成25年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（多田育民君） それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、平成25年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会は成立をいたしました。

---

◎管理者挨拶

○議長（多田育民君） 初めに、管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、平成25年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、組合事業についてご報告をさせていただきます。ごみ処理事業でございますが、懸案の次期施設整備につきましては、昨年11月19日付で印西市より現移転計画の白紙撤回の申し入れ文書をいただき、これまでに管理者、副管理者間で意見交換や協議をまいりました。この中で、ごみ処理という住民の日常生活に欠かせない重要な事業に鑑み、まずはごみの安全安定処理の継続を最優先とし、次期施設整備の必要性を確認するとともに、用地の確保や事業費の圧縮の検討、さらには次期施設が稼働開始するまでの間は現施設での安全安定稼働に万全を期すること、ごみの減量、資源化を推進するなどを共通認識として、早期に各作業に着手することといたしました。

具体的には、次期施設の用地選定作業として、早期に用地を決定していくことを目途としまして、専門の委員会を設置することとしました。また、既に27年を経過した現施設の安全安定稼働を確保するための作業としまして、延命化計画を策定することを前提とした機器の詳細調査を実施することといたしました。両件については、いずれも早期に着手することとしまして、平成24年度補正予算で対応すべく、本日の議案として上程させていただきました。

次に、東日本大震災に起因する放射能問題でございますが、クリーンセンターから発生する焼却灰のうち一昨年8月までに発生しました1キログラム当たり8,000ベクレルを超える約130トンの飛灰については、国からの保管委託を受け、場内での保管を継続中でございます。また、それ以降発生しました8,000ベクレル以下の飛灰につきましては、民間の資源化施設での処理と最終処分場での安全な埋め立てを継続しております。なお、現在の飛灰の放射能の数値は約2,600ベクレル前後でございます。

次に、ごみの減量でございますが、平成25年度に策定予定のごみ処理基本計画において新たな減量目標値の設定や減量施策を検討するに当たり、住民や学識経験者のご参加をいただく検討委員会を条例で位置づけるべく、本日の議案として上程させていただきます。幅広い意見、情報の中で、印西地区に適した減量や資源化を推進してまいりたいと考えております。

次に、平岡自然公園整備事業でございますが、印西斎場、平岡自然の家及び印西霊園の運営につきましては、順調に管理運営しております。以上で事業報告を終わります。

さて、本日のご審議いただきます案件でございますが、附属機関条例の制定について、組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正について、訴訟上の和解について、平成24年度一般会計、墓地事業特別の補正予算について、平成25年度一般会計、墓地事業特別会計の当初予算についてでございます。詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。

○議長（多田育民君） 大変ありがとうございました。

---

◎議事日程の報告

- 議長（多田育民君） 議事日程を申し上げます。  
議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（多田育民君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議席1番、岩崎成子議員、議席2番、野田泰博議員を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（多田育民君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（多田育民君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定をいたしました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（多田育民君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告をいたします。  
次に、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者につきましては、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご了承願います。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 

◎一般質問

- 議長（多田育民君） 日程第4、一般質問を行います。  
質問時間は30分の申し合わせになっておりますので、議事進行につきましてはご協力のほどお願い申し上げます。  
それでは、質問通告のありました議席第2番、野田泰博議員の発言を許します。  
野田泰博議員。  
○2番（野田泰博君） 私は、2つの質問を用意しました。1つは、板倉管理者は印西市長からの白紙撤回の申し入れを受けて、これは先ほどありましたように、11月19日付でございますが、12月25日に議会議長に対し、この環境議会の全員協議開催を申し入れ、環境議員に説明をされました。印西市長からの申し入れ事項はたしか3点あったと思います。その中で、印西市として、中間処理施設を千葉ニュータウン中央駅の周辺住宅地及び商業施設並びにオフィスビルが集積する地区に建設することは、まちづくりの観点からふさわしくないという理由を挙げられました。このまちづくりの観点とは、いつの時点のまちづくりを意味しているのでしょうか。  
また、前管理者、これは昭和61年3月、30年前ですが、1、2号炉が竣工した時点のごみ処理のコンセプトを踏襲すると言い切っておられました。そのコンセプトを変えねば、板倉管理者の今までの私案というのは説明がつかないのではないかと思います。コンセプトを変えるのでしょうか。変えるとしたら、どの部分でしょうか。  
質問2を言っておきます。200億円の無駄遣いをやめると明言されましたが、板倉管理者の私案ではどのくらいの無駄が省かれることになるのでしょうか、お答え願いたいと思います。  
○議長（多田育民君） 板倉管理者。  
○管理者（板倉正直君） 野田議員の質問1、まちづくりの観点とはいつの時点のまちづくりを意味

するものかについてお答えをいたします。まちづくりは、その時代の流れに即することが必要であると考えているところがございます。

次に、ごみ処理施設のコンセプトを変えるのか、変えたとしたらどの部分かについてお答えをいたします。ごみ処理施設のコンセプトにつきましては、現在のごみ処理施設に求める事項、あるいは技術的な進歩、環境施策の変化など、今後予想されますことを踏まえたと、30年前のコンセプトと全く同じというものではなく、変えるところも出てくるものと考えております。

○議長（多田育民君） 野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） では、私の質問の最初のことで、最初にお答えいただきました、まちづくりの観点というのは時代に即するというところでございますが、いつの時点のまちづくりを意味しているのか。これは、過去のまちづくりのコンセプトなのか、現在のまちづくりのコンセプトなのか、未来のまちづくりのコンセプトなのか、板倉管理者のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 野田議員にお答えします。

過去、未来、ニュータウンという理想を掲げて昭和42年に新住宅市街地開発法によって千葉ニュータウン計画が始まりまして、そのときから私はすばらしい理想的なまちができるのだなというようなことで期待をしておった一人でございます。そして私はいろんな疑問を感じながら昭和52年に当時の印西町議会議員として立候補し、議員になって、そして私の理想から見たまちづくりから、いろんな意味で千葉ニュータウンに当時から疑問を抱いていた一人でございます。そして、この中央駅、この駅の前に現在のクリーンセンター計画が示されました。私は当時何でここにこういったごみ焼却施設ができるのかなど。当時いろんな議論がありまして、既存集落から当時たしか500メートル以上離れていれば同意がなくて済むというようなことで、幾つかの候補が当時あったのですけれども、なかなかそれが思うように地域住民のクリアができませんで、それでたまたままだ入居もしていないこの駅前土地が500メートル離れているというようなことで、入居前にそれならここに建造しようというような、そんな動きがありまして、それで位置がこういう形で決まっていたというような経緯がございまして、当時から私はこのニュータウンの中にそもそもこういった施設をつくるのはおかしいと。それと、将来的に考えた場合でも、ごみ処理施設がこういった市街地の中にあるのはおかしいと。そういうことで、昔も今もこの考え方は同じでございます。そういうことで、私はこの今の計画されておったこれを白紙撤回にしまして、人家に影響のない、そういったところにこれを一刻も早く移転をさせるべきだと、こういう方向で進めてまいりたいと、このように考えておりますので、またひとつ何かとご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

○議長（多田育民君） 野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） 以前からお聞きして、こうして何度も回答を得ております。確かに板倉管理者の一つの一徹な思いというのは私も理解しているつもりです。私もこの議会議員になりまして、印西市の市民の思いと板倉管理者の思いが一つになって新しいまちづくりができるのだということで理解しております。私は、その理解しているがゆえに、私なりに理解したゆえ、それから管理者から何度も答えを聞いているがゆえに、ぜひそう進めてもらいたいために私自身が納得したいので、ぜひ進めてくださいというつもりで何度もこのコンセプトということを大切にやっているのです。ご存じのように、私たち議会議員をやっていますと、一番最初に首長とか一番トップの人の政治的なコンセプトがあり、そして次に出てくるのが、基本構想があつて、たしか基本構想だけは議会の承認を得ると思うのです。基本計画があつて、そして個々の計画が出てくるわけですね。今まで進んでいるのは全部その基本構想で、コンセプトというのは私は前の管理者に聞いて、30年前のコンセプトだと。そこで私も随分言い合つたのですよ、30年前のコンセプトを30年後も同じにするのですかと。変えてもいいではないですか。この前大地震があつたのですよ。ごみ処理だとか何とかいう大きな考えを違う考えにしたって構わないのですよと言ったら、30年前のコンセプトということで今までの事業が進んでいたのですよ。板倉管理者がずっと反対しているようなそれは進んでいて、今回印西市民がそれにノーと突きつけたのですね。だから、ぜひやってもらいたいですよ。それには何が必要かということ、最初に管理者はこのコンセプトを大きく変えてしまう。駅前でやらないというコンセプトをぶち

上げて、ちゃんと文書に残して、やらないということを最初にやれば、あとは事務方が次から次へと印西市として、また印西地区としての基本構想なり基本計画なりを変えていくのではないのでしょうか。私は、この半年以上にもなりますが、市長、管理者になられてからずっとそこら辺を変えていただきたいという思いで言っているわけです。それを変えずして計画的なものがどんどん出てきたとしても、これは一体何なのだと、コンセプト変えなさいよというのが私の気持ちなのです。先ほど板倉管理者が最初に言った安定安全を最優先にしてやるというのが管理者で決まっておると。その管理者の皆さん、副管理者も含めて、全員が一応白紙撤回に賛成して、そのように進むということで、もう明言されて構わないわけですね。管理者全員がオーケーしているわけですね、この白紙撤回は。

○議長（多田育民君） 板倉正直管理者。

○管理者（板倉正直君） まだ全員白紙撤回につきまして合意に至ったわけではございませんけれども、大方の私の立場、選挙で訴えたそういう結果を踏まえて、板倉管理者の言っていることは大方理解できると。だけれども、まだこれといったはっきりとした予定地がないもので、今ここで即白紙ということはまだちょっと考えたほうがいいのかというようなことで、おいおい早急に検討委員会を立ち上げまして、早い段階で移転先の候補地を絞り込んで、できるだけ早い段階で白紙撤回に持っていきたいと、こんなふうに私は考えております。今副管理者と詰めている段階でございます。

○議長（多田育民君） 野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） 状況としては、副管理者と、また主管理者の間で白紙撤回の合意はできていないというふうに理解をしました。理解していない一番のポイントは土地の問題なのでしょうか。土地だけですか。土地がわかれば白紙撤回をすと言っているわけですか。

○議長（多田育民君） 板倉正直管理者。

○管理者（板倉正直君） まさにそのとおりでございます。また、将来的なこの施設の規模、将来人口、また将来ごみ減量化に取り組んでどのくらいの規模にするか、その辺もまだはっきりとした数字が出ておりませんし、その辺のところもありますけれども、一番の問題はやはりその土地の問題であると。移転先の問題、このことが一番の白紙撤回にまで至っていない問題点であるというようなことでございます。

○議長（多田育民君） 野田泰博議員。

○2番（野田泰博君） 要するに土地が決まらないから白紙撤回ができないということですね。とすると、土地を決めるためのコンセプト、それを私は言っているのですよ。決めるためのコンセプトは何かというと、今ある施設、プール、それからあとビルの冷暖房、それから地域の冷暖房の施設、そういうもの、ここのごみ処理場でお湯をつくって、それに供給するというのが一つのコンセプトなのです。だとしたら、それを全部残しておくのだったらまたこの辺しかできないのですよ。例えばどこか印西の奥のほうとか、栄町の奥のほうとか、昔の本塾の奥とか、例えばそういうところなんて出し切れないわけですよ。だって、そこからもう除外されている。この近辺しかできないのですよ、探すのは。というのは、それは何かというと、ここを利用してお湯を供給して余熱を利用するのがコンセプトなのです。このコンセプトを変えなかったらもうこの辺しか決まらないではないですか。その点いかがお考えですか。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 私は、今度新たにつくりますごみの焼却施設でございますけれども、現在クリーンセンターの余熱を使って温水プールをやっておりますけれども、この温水プールの今の施設も相当もう老朽化に入っております。いずれは、そんな長い時間かからずしてそれなりに考えを持っていかないとならない。私は、これも重要な問題であるというふうに認識しておりますけれども、今度のごみ処理施設はそれと全く切り離して考えております。このクリーンセンターにある余熱利用の温水プールとは全く切り離れた考えで進めていきたいと、こんなふうに私は考えております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） わかりました。切り離すと。私もそのほうがいいと思います。そのときに出てくる問題は、これは事務方の方でもいいのですが、千葉ニュータウン事業という中にこの印西のクリーンセンターという計画が盛り込まれたということは、千葉県のほうでそれを認可したときの大き

な条件変えをしなければいけないのですけれども、それには板倉管理者があと4年後か5年後につくらなければいけないと。間に合うのでしょうか。これは事務方の方でもいいのですけれども、お答えください。

(何事か呼ぶ者あり)

○2番(野田泰博君) もう一度言いますね。このコンセプトというか、ここではなくて、もっとほかのところやるのだと今言われました。それは、千葉ニュータウン計画の中に入っている基本的な考えを変えることになるのです。だから、千葉ニュータウン計画というのは千葉県のほうで一応進めたものであって、その計画を変えるのだとしたら、まず千葉のほうに変えますよということを行わなければいけない。それには時間がかかるのではないのでしょうかと心配しているのです。5年や6年ではそんな簡単にはそのニュータウン計画を変えられないのではないのでしょうかということです。

○議長(多田育民君) 板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) お答えします。

千葉ニュータウン計画は、そもそも計画がこうだよとあったから全部そのとおりになってきたわけではないのです。全部その都度変えています。都合のいいように変えています。例えば印西の今の環境整備組合の中でやっている平岡自然公園、あれつくるごときにごたごたやりましたよ。あれは当初ニュータウンの中に計画があったのです。あれこそ本当に変えられました。それと、松山下運動公園、皆さんご存じかどうかわかりませんが、今の鹿黒地先、あそこは割野って書いてある。地元では割野と言っていますけれども、あそこに当初あったわけですよ。それがいろんな政治的な絡みの中で現在地に行った、こういう経緯がございます。私はその都度、ふざけるなよと、何やっているのだ、おかしいではないか、そういう疑問を非常に抱きながら議員をやっていました。だから、今度の場合でも、計画がこうだから、確実にこうなるという、そんなあれはないのです。幾らでもこれは変えています、見直しで。ひどいものですよ。ここだって業務用地云々、初めはないですよ、こんなの。全部住宅ですよ。このクリーンセンターの余熱利用計画なんかないです、初めから。そもそもこんななかったですよ、計画に。全部その都度、都合のいいように変えています。これは人間社会ですから、計画どおりこうやりますと言っても、時代のいろんな流れの変化の中で変えざるを得なくなってしまうのです。そういうことですので、今度の場合も、そのときの政治の首長の判断なり、議会の判断なり、また事業者の判断なり、いろんな変化がありながら、計画というのは確実にこうだから完璧に100%これでやらなくてはならないということはありません。例えばうちのほうの別所、21住区のほうだってそうでしょうよ。あそこはもともと住宅地ですよ。それが結局業務用地という形で、今はとてつもないレジャーのいろんな施設の誘致運動、いろいろなっています。また、鹿黒地先には消防学校云々とか、そういう形でいろんな変化をしながら、ニュータウン計画というのはこの四十何年の間にえらく変化しています。これが事実でございます。

○議長(多田育民君) 野田議員。

○2番(野田泰博君) 管理者は何かちょっと耳が遠いって聞いたので、一生懸命大きい声を出して喉がすごく荒れてしまう。管理者も声が大きいのですけれども、私も声が大きいほうですから、決してどなっているわけではないのです。聞こえるように大きい声で言っていますので、お許しください。わかりました。というのは、時代に即応してこういう都市計画は変えていけると。管理者の今頭の中にあるとおりにここをどこかほかにか動かして、コンセプトを変えて動かしたって別に問題ないということを理解して少し安心しました。そういうことを副管理者と話して、早目にそのコンセプトを変えて、私たちの目の前、それから印西地区に住んでいる人たちにこういうコンセプトでやりますという大きな流れを早くつくられて、そして管理者の考えている計画どおりになるべく進んでいくようにぜひやってください。コンセプトを変えるということは、今管理者が言われたのですよ。ここではなくて……これつらいですね、大きい声ですつとしゃべるといのは。もともと私は静かな人間なので。もう少し場所を変えてやりたいのだという、その変えてやるのだということを文書化されたいかがですか。私は、それが出てきて今回の補正予算とか次の予算とか組まれていくなればいいのですが、いずれにせよこの3月末で、たしか前予約していたURの土地は買わなかったらおしまいになるわけですよ。だから、黙っていても消え去る運命になると思いますが、ぜひそういうのが消え去る

前に、消え去ってからコンセプトではなくて、コンセプトを先につくって次に進んでください。私はぜひそういうふうにしていただきたいなど。だから、補正予算も今回の予算も全てそういうのがないために、前の予算が生きているということを考えざるを得ないので。死ぬ前に、チューブを刺されている人間に、まだ生きているのにそばで葬儀の話をするような感じなのです。だから、なるべく早くピリオドを打って次に進んでいただきたい。私は心からそう思っています。それがこの印西地区に住む人たちのためにもなるし、印西市民のためにもなるし、全てが政治家のコンセプトをベースに出して、あと事務方がそのコンセプトをどう具現化するかということ動いていくと私は考えております。ですので、私が何度も何度もコンセプトってしつこいように言っているのは、私たちにできることはコンセプトしかないのです。細かい数字を出して、ばあっと計算して参考までに出すのはいいけれども、コンセプトは政治家が変えられるのです。だから、ぜひそれを変えていただきたいと思っておりますので、そういうことを副管理者ともっと話されてコンセプトを変えてください。コンセプトに関して、副管理者の方々からもし意見があるなら、私の考えは違っているよ、あなたと違っているよとかいうのだったら、ぜひ教えてください。副管理者の方々、よろしくお願いします。

○議長（多田育民君） 伊澤副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） コンセプトについてお答えいたします。

板倉管理者は、印西市長として昨年このクリーンセンターの建てかえについて9住区の白紙撤回ということで市民の支持を得て当選されて、その白紙撤回に向けて今この環境整備の次期中間施設が進められようとしているところでございます。この中で、そのコンセプトをどうするか、コンセプトを変えるのかということでございますが、現在のところ、この建てかえに向けては、今はごみの安定処理と用地の選定に重点が置かれていまして、管理者から、もしくは私のほうからも、その基本的な考え方、コンセプトについては、特にまだ議論が煮詰まっているところではございません。これから早急にこの次期中間処理施設の整備に向けて、あわせて今後印西市、そしてこの地域全体のまちづくりから見て、そういう本来あるべき姿というものが決まっていくべき、もしくは決めていくべきだろうと考えております。

以上です。

○議長（多田育民君） 岡田副管理者。

○副管理者（岡田正市君） ただいま野田議員のご質問の中にコンセプトのお話がありましたけれども、コンセプトは、先ほど管理者が申されたとおり、その時代の背景、市民の要望、あるいはその時代の要請といいたいまいしょうか、そういった中で我々政治家は常にコンセプトは変えていくものだろうと。とにかく市民が望むこと、住民が望むことをいかに把握してまぜ合わせて、いかにいい施設、考え方を将来に向かってつくっていくかということは、管理者も別に例えば今までのコンセプトがまるっきりだめだというわけではなくて、安いものをつくるのだというのも、これもコンセプトの一つだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 今副管理者からコンセプトを変えることは全くやぶさかでないという話も私は聞きました。ちゃんと議事録に残ります。ですので、ぜひ早急に時代時代に合わせた板倉コンセプトというのを先にどんと打ち出してください。ぜひお願いします。次のときにまた聞かかと思えますけれども、ぜひそのコンセプトを聞かせてください。お願いします。

それでは、質問の第2に移ります。200億円の無駄遣いをやめると明言されました。板倉管理者の私案では、どのくらいの無駄遣いが。これは一番聞きたいところですが、金額的なものを教えてください。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 野田議員の質問、どのくらいの無駄が省けるかについてお答えをいたします。次期中間処理施設に係る費用につきましては、用地や施設規模など具体的なことが決まらないと算出できませんので、今すぐここでどのくらいの無駄というようなことはちょっと差し控えさせていただきます。費用は最小限に抑えるよう今後検討してまいりたいと、このように考えてお

ります。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 今のところ土地も決まっていない。それから、どういうものをつくるかも決まっていない。大体いつごろ決まるのですか。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） この土地も公募という形でできるだけ早く検討しまして、それでこの用地の場所、公募でいろいろ手を挙げていただいて、それでどのくらいの場所が公募で出るかわかりませんが、できるだけ早急に用地の選定、それを進めていきたいなど。それとこの施設、今まで進めていた施設、将来的な人口、それからごみの減量化に取り組んだ場合にどのくらいの人口等、減量に取り組んだ場合にごみ量が日量どのくらいになるか、その辺の数字も今までの計画はちょっと甘いのではないのかなど。徹底的に市民の皆さんに、再資源、ごみの減量、その辺のところを認識していただければ、今まで計画を立てていた施設よりもよほど小さいコンパクトな施設になると思います。それと、今はトン5,000万ですか、そういった計算を立てて、それ掛ける何トンという計算で、大変高い施設の予算のあれになっていますけれども、いろいろ今までの事例等、新たにこしらえた焼却施設の例、全国にかなりの安くできた例がございます。安いところを見ますと、トン当たり3,000万ちょっとぐらいでできるような、そういったあれが幾つもありますので、そういったところをよく参考にすれば、かなり安くできると、こんなふうに考えております。今具体的に幾ら省けるのだから数字ははっきりここで提示できませんけれども、いろいろ施設の規模を小さくする、そして今までの計算方式の単価を安くできる実例がありますので、その辺のことをやれば相当の大きなお金を減らすことができる、こんなふうに考えております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 前回の議会のときも板倉管理者はスピード感を持ってやるということで、何か最近スピード感というのが政治家の間で言葉があって、安倍さんの内閣ができてからもずっと盛んに言われている言葉ですが、もうあれから何カ月もたっていますよね。それで、まだ白紙撤回も副管理者たちと決まっていないと。卵が先か鶏が先かの話を何か行ったり来たりしているような感じで、余りスピード感がないのではないかという気がするのです。ですから、私はこういう質問をしているのです、いつなのですかと。はっきりこれまでにやりますよと言ってくれれば、そうですかと言って座っておしまいなのですけれども、そこら辺、管理者の姿勢というのは、もう少し管理者が前に言われたようにスピード感が必要なのではないのでしょうか。何か余りにもたらたらしめているなという気がするのですが、いかがですか。もう少し早めませんか。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 早めます。野田議員のおっしゃるように、今後早めてやってまいりますので、ひとつご協力のほどよろしく申し上げます。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 私の質問を終わりにします。

○議長（多田育民君） 以上で野田泰博議員の一般質問を終わります。

それでは次に、議席番号3番、松尾榮子議員の発言を許します。

松尾榮子議員につきましては、資料の使用の要望が出ておりますので、これを許します。

配付されていますか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、至急配付をしてください。

（資料配付）

○議長（多田育民君） それでは、松尾榮子議員の発言を許します。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 私は、3項目の質問をいたしたいと思います。3番、印西市選出の松尾榮子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

質問の1番目でございます。次期中間処理施設移転計画の白紙撤回について。①としまして、9住



区への移転計画の白紙撤回について、正副管理者間での協議の状況はどうか伺います。

②といたしまして、12月25日の組合議会全員協議会で提示された概略スケジュールでは、25年度末から候補地を調査及び比較評価するとあります。この比較評価の中には、現在の9住区の候補地や現在地は含まれるのかどうか伺います。先ほど野田議員のときにも少し出ておりましたが、改めて確認したいと思います。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 松尾議員の質問1の①、9住区への移転計画の白紙撤回について、正副管理者での協議の状況はどうかについてお答えをいたします。

昨年11月23日、12月17日、ことしに入りましてからは1月10日、1月29日と協議を重ねているところでございます。昨年12月25日の全員協議会で申し上げましたように、現施設の安全安定稼働を確保すること、次期施設の用地を確保すること、経費を最小限に抑えることを実現させるため取り組んでいるところでございます。

松尾議員の質問1の②、候補地を調査及び比較評価するとあるが、その中に9住区や……  
(何事か呼ぶ者あり)

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） ②については、私のほうからお答えさせていただきます。今後立ち上げます用地検討委員会の中で検討していくものと現時点では考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） それでは、これについて再質問いたします。

先ほど野田議員のときにも少し出ておりましたが、昨年11月19日の印西市長からの白紙撤回の申し入れ以来、正副管理者間で何度も協議が行われているということですが、今現在も白紙撤回については合意に至っていないということですのでよろしいでしょうか、確認します。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） はい、そのとおりです。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 今現在の状況は、今後候補地の公募を行って、さらによい候補地があれば9住区と比較検討するというのでよろしいでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 検討委員会の中で最初から9住区と比較検討することではなく、その部分も含めまして検討委員の中で協議していくということで現時点では考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 9住区も含めて新検討委員会で検討していただくということでよろしいですね。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 組合のほうから、最初から9住区だ、現在地だ、あそこは入れる、ここは入れないとかというような、そういうような先入観というか、そういうような要望の中で検討委員会を開くということではなく、その辺も含めまして検討委員会の中で協議して、どのように取り扱っていくかというところまで、ある程度は検討委員会の中で議論していただいた中で前へ進むのかなというふうに今の時点では考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 先ほど来話も出ていますように、まだはっきりと合意に至ってはいないということですので、この問題につきましてはここまでにしたいと思います。

それでは、私は今回特にこの2番目の現施設の延命化対策についてを伺いたいと思います。

①といたしまして、基幹的設備改良工事完了後の現施設の稼働年数について伺います。印西クリーンセンター更新計画は、平成30年には稼働開始から32年になる現施設の老朽化対策として進められてきたものであり、板倉管理者はこれまで、9住区への移転計画の白紙撤回に当たっては、おおむね5年

間の期間延長を行い、その間に新候補地を公募などで決定し、新施設の整備を進めると説明してこられました。しかし、12月25日の組合議会全員協議会で示されました概略スケジュールでは、延命化計画のための詳細調査を2カ年継続で行う予定となっており、同計画を確定後、基幹的設備改良工事に取りかかるという方向と考えられます。一方、同時に配付されました交付金関係の資料では、同改良工事完了後の現施設稼働年数を10年とする案が示されております。基幹的設備改良工事、延命化工事ですが、これはおおむね3年程度で実施されているところが多い状況ですが、それでは今後、計画策定に2年、延命化工事に3年、これを経まして、工事完了後10年の計15年間、現在地で現施設を稼働することになるのかどうか伺います。

②といたしまして、延命化工事完了後の現施設稼働年数を10年とする理由について、同資料では、財産の処分制限期間が7年であることなどを挙げておりますが、市民への公約から、5年間の期間延長で一日も早く新候補地を公募などで定めるとの印西市長の申し入れの上から見ましても、現施設の稼働年数を15年（延命化工事後10年）とすることはこれまでと大きな乖離があります。工事完了後の稼働年数を10年とする計画は板倉管理者の承認の上であるのかどうか伺います。

③といたしまして、印西クリーンセンター更新計画が15年後に延期されることは、従来の説明からの大きな方針転換となります。地元周辺住民にどのように説明を行い、理解を得ていく考えか伺います。

以上、お願いします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 松尾議員の質問2についてお答えいたします。

印西市からの白紙撤回の申し入れ、昨年11月19日にありますように、印西地区住民の衛生的住環境を維持していくためには、新たな施設の整備と、新施設が稼働を開始するまでの間、現施設において安定的、安全な処理が継続されることが最重要課題となります。さらに、これらに係る経費の最小化と構成市町の財政負担の軽減が目標となります。このためには、特定財源の制度の活用、つまり国庫補助金ですが、交付金の最大限の活用が重要なこととなることから、その制度活用の条件を満たす観点から、議会の全員協議会の資料で一例をお示しさせていただいております。

①の延命化工事及びその後の稼働予定年数につきましては、今後実施予定であります機器等の詳細調査の結果に基づいて、現施設の延命化計画と次期施設の稼働開始予定を検討していく中で明らかにしてまいりたいと考えております。②につきましても同様でございますが、延命化計画策定の中で構成市町とも協議し、決定してまいりたいと考えております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 申しわけございません。③の地元周辺住民ということでございますが、延命化計画の重要性を理解していただくためにも必要と考えておりますので、必要に応じて、今後その都度状況に応じて実施してまいりたいと考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） ②の現施設の稼働年数を今後15年とする計画は管理者として承認した上かということにつきまして答弁が漏れていたようですので、もう一度管理者に確認したいと思っております。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 松尾議員の再質問②、私が承認した上なのかということでございますが、昨年12月25日の全員協議会にお配りした資料につきましては、あくまでも参考としてのものがございます。その資料を提示することにつきましては、正副管理者が承認した上でのことでございます。ただし、現施設の稼働年数等、具体的なことにつきましては、先ほどの回答と重複する部分もございませんけれども、機器等の詳細調査の結果や来年度設置するごみ処理基本計画検討委員会及び次期施設用地検討委員会からの答申を踏まえた上での協議が必要であるものと考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 再質問いたします。

それではまず、確認の意味で伺いたいと思っております。全員協議会で示されました交付金関係の説明書

では、国庫補助金を使いまして基幹的設備改良工事を行った場合、財産の処分制限期間が7年であること、そのほかに地方債の償還期間が10年であること、使用機器の耐用年数がおおむね10年であることなどを挙げて、工事完了後の稼働期間を10年としていらっしゃると思いますが、この工事を行いました場合、こういう国庫補助金を使いまして、最低でも10年ぐらひは施設を延長して使うことになるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 25日にお配りした資料につきましては、実際そうするよということではなく、あくまでも参考ということで皆様にお配りしてございます。あくまでも24年、25年の継続となります機器の詳細調査、その結果を踏まえて、この現施設をどのように修理、延命化していくことがベストであるかということとその調査により判断しまして、その中で今後どうするかということが決定されていくものと理解しております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 今のご説明、わかったようなところもわからないようなところもあるわけなのですが、国庫補助金を使いますと処分制限期間が7年であるという条件がつくのであれば、7年以下にすることはできないわけですね。そのほかに、地方債も大体10年、あるいは使用機器の耐用年数も10年ということになりますと、その工事を行って4、5年ということはないのではないかと私は思いまして、お聞きしているのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 機器の状況によりまして、最初から基幹改良工事を行うという前提ではなく、いかに経費を抑えて地域の実情に対応できるかということも踏まえて、どのような形で延命化を図るかということを経験からこうするのだということではなく、その調査の結果によっては、基幹改良工事ではなく、違う方法で延命化を図るだとか、そのような判断がその時点でされるものと考えていますので、最初から基幹改良工事をやって、交付金を使ってこうするのだというような前提ではないということは今時点ではご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 調査によりまして今後判断していくということで、理解いたしました。

それでは、もう一点確認したいと思ひますが、延命化対策工事を行いました場合、最低でも7年とか10年というのが資料にありましたよというお話を私はさせていただいたのですが、逆にその延命化対策工事をかなり本格的にやりまして、工事後の稼働期間が10年以上になるということもあり得るのかどうか、それを確認したいと思ひます。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） どのような延命化対策を実施したかにもよります。また、用地取得を24年度から開始しますので、どのような箇所です次期施設の場所に移転するかどうかいろいろな問題を総合的に勘案して修理、延命化対策を実施するものと考えていますので、今時点でここで10年、15年というようなことではなく、あくまでも総合的な判断でどのような修理を行うかということが決定し、それに基づいて実施されるというふうと考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 印西クリーンセンターの焼却施設の更新問題といひますのは、もともとが平成30年の計画でございました。昨年10月の前議会で私が現施設の耐久見込みにつきまして質問しましたところ、板倉管理者は、現施設は稼働開始から27年目を迎え、全国的にも長期使用の施設であります。一般的には、機械の耐久年数と施設に係る経費などから、15年程度稼働の後、延命化のための大規模な工事を実施して、稼働30年程度で役割を終えるケースが多いと、板倉管理者ご自身で答弁されております。30年程度で役割を終える施設が多い中で、当クリーンセンターは平成30年には稼働32年になります。そして、先ほどこれから調査を行った上ですよというお話もありましたけれども、示されています案が、現在の案では、そこからさらに10年間稼働を延長する場合もあるという計画です。それも、これまで15年目など一定の時期ごとに延命化のための大規模工事をしてきたわけではなくて、平成30年までの使い切りの予定でこれまででは応急措置、修繕をして、踏まえながら活用してき

た施設をこれから延命化に向けて大規模工事を行って、先ほどの案のとおりだとしますと平成40年ごろまで使用するということになります。

先ほど配付をお願いした資料がございます。これをもとにお尋ねしたいと思っておりますけれども、これは22年3月に環境省から出されましたごみ焼却施設長寿命化計画策定のための資料でございます、事務局がこの間全員協議会でも出されています。これではございませんが、これの本体に沿ってなされていると思っておりますけれども、ごみ焼却施設長寿命化計画の中の一資料なわけなのですが、この中に全国のごみ焼却施設廃止時の供用年数が掲載されております。これは平成19年度までですので、その後の多少の移動もあるかもしれませんが、これに沿って見ますと、最も多いのは24年間と25年間使ったもの、46から47施設、次は21年間の供用で43施設、多くは21年から27年程度の供用で、30年というのも30施設ほどあります。しかし、30年以上使用した施設は年数ごとにどんどん減りまして、37年、38年は多分2施設だと思います、全国で。そして、恐らくは非常に特殊な事情で40年供用の施設が全国でわずかに1施設あります。印西クリーンセンターは、計画に出されております案どおりですと、それも超えまして、全国的にほとんど例を見ない42年間という長期稼働になってしまいます。そこでまず、費用面について伺います。ここまで老朽化してしまった施設の延命化工事は、一般的な工事よりかなり費用がかかるのではないかと推測されますが、管理者の考えはいかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 現在の延命化の修繕費用もかなり高額の費用を使っております。私は高いのではないかと考えております。この修繕の方法ももう少し検討して、恐らく安くできる業者があるのではないのかなど。今までずっと一辺倒にやっておるやり方、これに私は非常に疑問を感じております。それで、執行部にその辺のところを私は伝えてあります。これからこの延命化、できるだけ早く新たな候補地を見つけてつくらなくてはなりませんけれども、どうしてもすぐというわけにもいきませんから、その間の延命化対策費用、今までの計算でやると莫大なお金がかかってしまいます。これを幾らかでも安くするためにどうしたらいいか、それをこれから十分検討して、少なくとも半分ぐらいに抑えられるような費用で延命化対策をできたら、私はそういう方向で検討してみたいなど。そして、その実現に向けてやりたいなど、このように思っております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 安くできるところは安くというのは当然です。板倉管理者の迫力でそういったところはやっていただきたいと思っております。ただ、先ほどから申しておりますように、ここのクリーンセンターはもう30年以上、全国的に見ましても、ほとんどないくらい使っているわけなのです。本当に老朽化しているわけなのです。それをできるだけ安くということで、安全面でおろそかになりますと本当に近隣にとっても困ったこととなりますので、そこら辺は十分留意していただきたいと思っております。そこで次に、延命化工事後の稼働期間ですけれども、それだけ高い費用をかけまして延命化しましても、もともと老朽化している施設ですから、延命化できる期間に限られているのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 個々の機器の状況については、前にもちょっとお話ししましたが、ことし、来年の継続事業であります詳細調査の中である程度わかってくるということで、それについてどのような対応をとるかということは判断していくこととなります。また、こちらにいただきました資料につきましては平成23年ということで、現時点におきましては、全国的な焼却施設はこれ以降、延命化というような対応をとる施設が多くなりまして、全体的にはもっと長く対応しようという施設が多くなっております。また、技術的にも進歩しまして、この時点では40年というのは数は少なかった状況ですが、現時点では稼働開始から40年以上使っていこうという施設が徐々にふえてきているのが現状でございます。何度か申し上げましたが、調査をして、また用地だとか、それを含めて総合的な点で勘案しまして、ここで何年やるだとか、あるいはもうすぐ新しい箇所へ行くとか、その辺の判断がなされますので、最初からここで10年、15年ということをお前提で組合の事業が進むということではなく、あくまでも少しでも延命化すべきか、次期施設で新しいものをつくったほうがいいのかというようなコスト的な比較もしながら先へ進んでいくということで予算計上も考えて

おりますので、よろしくお願いたします。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 現在上がっております詳細調査の費用ということですので、これは調査をしてみないとわからないということも確かにあると思います。その辺も頭に入れた上で私の質問も聞いていただければというふうに思いますけれども、次に最大10年間延長いたしましたとしても、やはり10年後、もうちょっと延びるのかもしれませんが、今の話ですと。その時期には新施設の建設が必要になるというふうに思うわけですが、その時点では、構成市町は、もともとの平成30年の更新計画の費用の延命化のための数字を受け、そういった工事費をプラスして負担することになるとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今のご質問、並行して進むことによってプラスアルファの経費がかかるのではないかとというようなご質問でよろしいでしょうか。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） もともとの計画が平成30年での更新でございましたので、そのための費用から、何でこんな質問をいたしましたかといいますと、管理者ができるだけ200億円の無駄遣いをなくしたいというようなお話でございましたので、またその平成30年時点での更新を今なくすことによりまして、さらにプラス延命化のための工事費というのが必要になって、プラスの負担になるのではないのでしょうかという質問です。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 当初平成30年で次期施設稼働ということを計画した時点では、こちらの資料にもありますように延命化という意識がまだまだ少なかったということで、延命化に対する補助金、交付金ですか、そちらのほうはまだ制度的にはございませんでした。しかし今は、詳細調査をやって基幹改良工事等を行えば、条件はありますが、交付金の対象となることが今制度的にはありますので、そちらを活用してやることによって構成市町の負担を少しでも抑えようということで考えております。また、それを使うことがベストなのか、それを使わないで延命化を短期間にして次期施設に行くかというところが、今までも申し上げておりますが、その辺がまた判断が必要ということでございます。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 今後の詳細調査を経た上で、国庫補助金を使って中長期の延命化を図っていくのか、あるいは短期のものにしていくのかということでございますね。

それでは、③の住民説明について伺います。延命化計画の重要性を住民に理解していただくために今後実施していくと先ほどご回答がございました。まず、住民への説明はどの時点で行う予定か伺います。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現在直近で考えておりますのは、用地検討委員会の中で、どのような条件で土地を公募するかとか、そういうことについてもパブリックコメントを求めたりとか、説明会も開催して、いろいろ組合から情報発信をしていきたいと考えております。また、その結果、用地だとか将来の延命化対策等はどうのような形で進めるかとか、ある程度具体的になりましたら、地域での説明会、組合での広報紙、構成市町の広報紙、またホームページ等であらゆる手段を使って、少しでも多くの方に現在の組合の状況ということを発信していきたいと考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 現在の状況を発信していくということなのですが、今現在このクリーンセンターに関する問題はこういう状況にあるということを一一般の住民の方はほとんどご存じない部分がございます。こういう形でこういう検討をしておりますよとかいう形で、市民目線を掲げられました板倉管理者のもとでのクリーンセンター更新計画でございますので、随時明らかにして進めていっていただきたいと思います。

それでは、次に伺います。現在クリーンセンター周辺は、煙突より高いマンションが周囲に幾つも

建ち並びまして、煙突からの排ガスが、もっと広域の場合はもっと拡散されるのですが、十分拡散される前にお年寄りや子供たちが1日暮らしております住まいを直撃するような状況になっております。こうした状況を一日も早く解消することを掲げまして、印西市の板倉市長は市民の支持を得られたのではないかと感じております。多くの印西市民は、印西市の板倉市長が組合管理者に就任され、市から9住区への移転計画の白紙撤回の申し入れが行われた時点で、更新時期は5年ぐらいおくれるものの、平成35年ごろまでには中央駅圏以外の場所にクリーンセンターが移転更新されるものと思っております。クリーンセンターの更新に関しましては、今後施設の延命化対策工事が行われるように、調査も行われまして、その結果によりましては、今後15年程度、現在地のままで稼働するということもあるかもしれない。こういったことも明らかにしまして、地元を理解を十分得ていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 板倉正直管理者。

○管理者（板倉正直君） お答えします。

松尾議員が言われるように、去年の7月の選挙において、現在のクリーンセンターから500メートルの場所に新たに施設をつくるということで、市民の皆さんのなぜこういった場所につくるのだといった、そういった思いが支持を受けたのではないのかなど。事実これは結果として出たわけでございまして、私はこれを進める上においても、現在の延命化、それと安定的なごみ処理をやっているかなくてはならない。これは何が何でもやらなくてはならないことでありますし、今の現在地ですでずる、ずるずる10年も15年もやっているといいのかといたら、そういうものではありません。これは一刻も早く候補地を選定し、そして適正な規模を決めて、それで適地に最少の経費で最大の効果が上がる施設をつくらなくてはならない。そういうことで、この辺の流れ等も逐次市民の皆さんに報告をしながら、また延命化でもう少しこのくらい時間かかりますよとか、そういったことも報告しながら、できるだけ早く進めていきたいと、こんなふうに思います。そして、いろんな意味で市民の皆さんに理解を得られるような方法で頑張りたいと、このように隠し事のないよう。決まってしまうから事後承諾的にやったから、みんな爆発してしまったわけですよ。これだって初めから、これこれこのだけ早く進めていきたいと、こんなふうに思います。そして、いろんな意味で市民の皆さんに理解を得られるような方法で頑張りたいと、このように隠し事のないよう。決まってしまうから事後承諾的にやったから、みんな爆発してしまったわけですよ。これだって初めから、これこれこのだけ早く進めていきたいと、こんなふうに思います。そして、いろんな意味で市民の皆さんに理解を得られるような方法で頑張りたいと、このように隠し事のないよう。決まってしまうから事後承諾的にやったから、みんな爆発してしまったわけですよ。これだって初めから、これこれこのだけ早く進めていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） できるだけ早めますと。先ほども野田議員のときに早めますというふうなご回答がございました。先ほどもちょっと申し上げましたが、現在市民の皆さんはどういうふうに考えていらっしゃるかといいますと、板倉管理者はこれまでいろんなところでこういうふうにしますよというふうなお話をされてこられました。それで、更新時期が5年ぐらいおくれるかもしれませんが、平成35年ごろまでには中央駅圏以外の場所にクリーンセンターが移転更新されると、一般の市民の皆さんは本当にそういうふうと思っています。そこら辺がずれたまま行くと、また同じことにならないのでしょうか。きちんと説明した上で理解を得てから進めていただきたい。それを申し上げておりますので、今おっしゃったようお願いしたいと思います。

続けていきますが、中央駅圏では平成14年ごろ、管理者の方が地元の周辺住民に高煙突化計画というのを約束されまして、ところがそれが数年後には中止になった経緯があります。周辺の住民の皆さんは、今度こそということで板倉管理者を信じているのではないかというふうに思います。管理者がいつも言うておられますように、誠意を持ってきちんと情報を公開し、説明責任を果たして、そして地元住民の理解を得ていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） お答えします。

松尾議員がおっしゃられるとおりでございます。市民の皆さんにうそ、隠しのないように、選定した場所がもし公募であった場合、それだって初めから住民に公開し、皆さんのご意見もしっかりと受けとめながらまとめていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） そちら辺は、今おっしゃったように頑張っていたきたいと思います。

3番目、今後のスケジュールについて、先ほどからちょっと出ている部分もありますけれども、確認の意味でもう一度お聞きします。①としまして、12月25日の全員協議会で示されました概略スケジュールは平成26年度までの限定されたものでした。印西クリーンセンター更新計画を今後延長していた場合、新候補地の選定、また新施設の建設等ほどのように実施していくのか、次期施設の稼働に至るまでの平成26年度以降の概略のスケジュールを伺います。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今後のスケジュールについてということでお答えいたします。正副管理者会議の協議に基づいて、現施設の延命化と新施設の候補地選定、建設スケジュールについては同時並行で進めていくものでございます。候補地選定作業については、平成24年度補正予算に計上し、24年、25年、2カ年でできるだけ早い時期に決定できるように進めることとしております。議員の皆様は12月25日にお渡ししたスケジュールの中では、もう少し長いような計画期間でございましたが、正副管理者会議の中で少しでも早く進めるということに指示を受けておりますので、少しでも早く決定できるようにしていきたいと思っております。それ以降のスケジュールにつきましては、今後実施予定であります機器等の詳細調査の結果に基づいて、延命化計画等、次期施設の稼働計画も絡めて検討していく中で明らかにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） それでは、3番につきまして再質問いたします。

印西市長の申し入れに伴います整備スケジュールの私案、これを一緒に出されていると思いますが、この私案は生きているのか、またどの程度参考にされているのか伺います。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 印西市から11月19日に申し入れ書をA3のスケジュール表と一緒に組合のほうにいただいております。それはそれとして、正副管理者会議の中で、組合の中でスケジュールや比較検討できる資料をつくれということに現在進めておりますので、参考とはしておりますが、新たなスケジュールということに現在組合では進めております。

以上です。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） いろいろお聞きしてまいりましたが、板倉管理者が早目に進めていきたいということにございますので、先ほども申しましたけれども、誠意を持って住民にきちんと情報を公開し、説明責任を果たして地元の理解を得た上で進めていっていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（多田育民君） 以上で松尾榮子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

（午前 11時30分）

---

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（多田育民君） 次に、議席番号6番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 6番、軍司俊紀でございます。通告に基づき一般質問を行います。一問一答で質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

質問1番、次期中間処理施設整備スケジュールについて。印西地区環境整備事業組合では昨年12月25日に組合議員全員協議会を開催し、今後のスケジュールについて、次期中間処理施設用地等概略スケジュール（平成24—26年度）等の資料を組合議員に提示した。（1）、9住区への移転についての白

紙撤回は、今後の用地選定が決定されないと、組合としては住民に周知できないのでしょうか。ご回答をよろしく申し上げます。

○議長（多田育民君） 板倉正直管理者。

○管理者（板倉正直君） 軍司議員の質問にお答えいたします。

（１）の白紙撤回の住民周知でございますが、９住区移転についての現計画につきましては、これまでの管理者、副管理者間の協議を重ねまして、印西市長からの白紙撤回の申し入れに対して、次期施設の位置を含む代替案や現施設の延命化についての計画を明らかにすることを優先し、必要な調査や計画づくりに早急に取りかかることとしました。今後の進捗状況につきましては、随時情報公開してまいりたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○６番（軍司俊紀君） 今ご回答いただきましたとおり、昨年12月25日の全員協議会で組合議員に対してスケジュールが提示されたわけですが、それに先立って管理者からご挨拶をいただきました。傍聴に来てくださった方も少ないので、きょう改めてその内容をご紹介しますけれども、白紙撤回についての説明資料ということで、抜粋して読み上げますけれども、管理者はこのようなことをおっしゃっているのです。「次期施設が９住区へ移転する現計画につきましては、平成24年11月19日付で正式に印西市から組合へ白紙撤回の申し入れがございました。これを受けまして、平成24年11月23日と12月17日に両副管理者にお集まりいただき、正副管理者会議を開催してございます」。その後が特に重要なのですが、「両副管理者からは、白紙撤回に伴う代替案を示すこと、ごみの安全安定処理を最優先とすること、次期施設が稼働開始となるまでの期間は、現施設の安全安定稼働を確保するため万全を期すこと、用地の確保が一番困難であること、構成市町負担金支出の軽減を図ることなど、貴重なご意見、ご提案をいただいているところでございます」と、このように板倉管理者はおっしゃっていると。その後、「白紙撤回については、３者の合意には至っておりませんが、これまでの正副管理者会議での協議や確認された事項、次期施設建設に向け早期の対応が必要であるとの考えに基づき、用地選定に伴うスケジュール案等を示させていただいたところです」と、このように板倉管理者はご挨拶をされています。ただ、これと今おっしゃった内容、９住区の白紙撤回というのとは別々に考えるべきではないかなというふうに私は思っていて、９住区の白紙撤回は白紙撤回で先にやってしまって、こちらの土地の選定とか、それは後にしてもいいのではないかなと思うのです。ですから、きょう改めて正副管理者３人に対して、現状その白紙撤回についてどのようにお考えになっているのか、お一人お一人に対してお聞きしたいと思います。

まず、板倉管理者にお尋ねしておきたいと思います。ご自身は、印西市長選挙を経て現在は組合管理者となっているわけですが、９住区への移転についての白紙撤回に対する気持ちは揺るぎないもののでしょうか。野田議員へのご答弁でもご回答いただいたわけなのですが、改めて９住区への移転についての白紙撤回はご自身は間違いはないかどうか、そのように考えているかお答えください。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 私の９住区への白紙撤回は揺るぎないものでございます。できれば一刻も早く白紙撤回をしたいところでございますけれども、副管理者等のいろいろな考え等もございまして、その辺のところもまた考えていかなければならない。調整していかなければならない。そういうことで、今ここで副管理者等からの慎重論、いろいろありまして、ある程度見通しが立つまではもう少しそのまましておいたほうがいいのかというようなお考え等もございましたので、思いは白紙撤回ということですが、その辺の副管理者との話が白紙撤回に至っておりませんので、その辺は今後３者でよく詰めて、そういう白紙撤回の方向に向けて頑張りたいと、このように考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○６番（軍司俊紀君） では、伊澤副管理者にお尋ねをしたいと思います。

伊澤副管理者に全員協議会のときに私はお尋ねしました。今の移転候補地はどこでしょうか。はっきりお答えになりました、９住区だと。もう一度何点か確認したいと思います。伊澤副管理者としては、白紙撤回についてどのようにお考えになりますか。



○議長（多田育民君） 伊澤副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） お答えいたします。

さきの印西市長選におきまして当選されました板倉市長さんは、次期中間処理施設に関しては、9住区の白紙撤回、そして建設費の削減、大きく言うと、その2つが市民との大きな約束でございました。それまでは、平成20年から手続を踏んで市民参加を得まして、9住区が適当な土地であると、候補地から絞り込んだ経過がございます。一昨年5月からは、私もその絞り込みについて副管理者として対応してまいりましたので、私としてはこの印西市長選までは9住区が適切な土地であると、推進を市民の皆様にも説明してきたところでございます。しかしながら、先ほどのように印西市民の選択があり、これは大変私も重く受けとめているところでございます。しかしながら、その9住区以外の土地については印西市長から提示がなかったところでございまして、候補地は公募でやると、そういうお話でございました。公募でやった場合、果たして本当に土地が確保できるのか、そしてその候補地において、どのような土地かによって、建設費、公共施設、進入路の整備、あるいは上下水道の整備、そして維持管理費等の問題もございます。それから、場所によっては、地域の住民の同意が得られるかというのを私は懸念いたしましたので、その新たな建設用地、そして建設費等が明らかにならない現段階では、まだ白紙撤回というところまではなかなか難しいのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今伊澤副管理者がおっしゃっていましたが、印西市長選挙までは9住区がふさわしいと考えていたと。ただ、印西市長選挙を経て、環境整備事業組合のほうで考えていこうという考えをおっしゃっていたわけなのですけれども、印西市長からは候補地の提示がなかったということをおっしゃっていますけれども、印西市としては、とりあえず印西市長選挙を経て、板倉市長のほうで、今こちらは板倉管理者という立場で出席されていますけれども、印西市民の声としては9住区はだめだよと言っているにもかかわらず、副管理者という立場ではそれをのめないということではよろしいですか、確認します。

○議長（多田育民君） 伊澤副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） この環境整備事業組合は、印西市、白井市、栄町の2市1町で構成されております。この印西市長選においては、印西市の市民の総意の結果が選挙であろうと私は考えております。したがって、印西市長から改めて印西地区環境整備事業組合の管理者に申し出があったわけですので、それらの件については軍司議員もご承知のとおりだと思います。そういうことを踏まえまして、この9住区がだめなのかということではなくて、9住区を白紙撤回した場合、本当に次期施設が初期の早い時期に、今の施設が使用できる範囲内、これから延命を行います、延命の内容にもよりますけれども、安定稼働できる範囲内で確保できるのか、私はまだそれについては確信を得ておりませんので、白紙撤回まではできない。早く新たな建設用地を見つけて建設に着手するべきだろうと、そういうふうにご考えてございまして、今回の補正予算においても、用地の選定について、25年度の当初ではなくて、補正で早目にやっというふうと、そういうことで正副管理者会議の中で主張をしてきたところでございます。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） もっと追求したいのですけれども、時間もないので、同じことを岡田副管理者にお聞きします。岡田副管理者については、白紙撤回についてどのようにお考えになられるでしょうか。

○議長（多田育民君） 岡田副管理者。

○副管理者（岡田正市君） 伊澤副管理者とおおむね一緒でございますけれども、私が一番心配しているのは、白紙撤回した後、次期施設が5年延びるというお話がお答えの中で出てまいりました。そういった中で5年間延びることによって、その修理代というのはどこから出るのかという話になってまいります。これは、補助金もないし、単費でやらざるを得ない。もう既にここにおられる皆さん方は

ご承知でしょうけれども、私どもの町は非常に財政状況が厳しいところでございます。そういった中で、そういった計画も何もないままに白紙撤回して、5年延びることによって維持管理費がふえる、これが非常に問題だと言っているわけです。その中で、ではどうするのかといいますと、先ほど松尾議員が心配しておられるとおり、長寿命化計画を立てて、交付金、補助金をいただいて延命化するのか、していいのか、こういったものも印西市のまちづくりの中では今後重要になってくるだろうと。そういったことを踏まえまして、今回の場合は200億円の無駄を省くのだというようなことが前面に出てまいりまして、白紙撤回と。印西市の市民もそれに同意したということでありまして、私どもにとっては、この白紙撤回した後の維持管理費、これがふえることも非常に危惧している。このまま今のままの計画でいけば、5年延びないわけですから、計画どおりの予算で済むと。その中で、200億円と言われておりますけれども、既に9住区は20億円になっているのではないですか。炉も小さくすれば、150億円、140億円でできるのではないかとというように私個人的には考えております。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今ご回答を2人の副管理者からいただいたわけなのですが、9住区を白紙撤回して、その中で期間を迫ってやっていくべきなのが当然ではないかなと私は思うわけです。板倉管理者のほうが強硬な口調で白紙撤回をおっしゃっているにもかかわらず、今の構図は、どう考えても、お二人の副管理者のほうが反対しているとは見えませんし、実際に印西市民の間ではそういうふうに思われているというのをお忘れなきように考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（多田育民君） 岡田副管理者。

○副管理者（岡田正市君） ちょっとお答えさせていただきますけれども、私も当然、全て白紙撤回した後、管理者が責任を持っていただけるのであれば、きょうここででも白紙撤回に応じますよ。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今岡田副管理者がそのようにおっしゃったわけなのですが、そのような心づもりで板倉管理者はやっていただいているというふうに思いますので、しっかりと正副管理者会議で考えていただいて、この後進めていただきたいなというふうに思います。ただ、この後質問を続けますけれども、私は、9住区を白紙撤回した後に、地域住民を交えて、ごみの処理方法とか、施設の規模とか、それから施設の適地を考えようとするのが正しい方向、正しい道りではないかなというふうに思っているわけです。前回の組合の一般質問でも質問させていただきましたけれども、例えば熱供給するのか、熱供給して電力をつくるのか等々、本当にゼロベースで考えるべきではないかなと思うわけです。今の議論は逆で、完全に施設の適地を見つけてからほかのことを考えようというふうな議論になっているとはか思えないのです。先に土地がありきなのかというのを私は常々疑問に思って、12月25日の全員協議会を聞いていてもそういうふうにはか思えないのです。この件については、次の（2）の質問を行っていくわけなのですが、後でお聞きしますので、回答を考えておいていただきたいと思いますが、（1）の最後にお聞きをしておきたいのは、今9住区のことを申し上げましたが、9住区の白紙撤回が行われない現状というのは、では現在9住区への移転は宙ぶらりんの状態になっているのではないかなというふうに考えるわけです。土地の選定を進めていく中で、9住区と比較検討するわけではないよ、それからどのように取り扱っていくのかも含めて検討するよ、このようなご回答で、野田議員の質問に対して執行部の皆様のほうからご回答いただいたわけなのですが、検討委員会の中で検討していくということをおっしゃっていたわけなのですが、適地が見つからなければ、今の9住区案が復活する可能性が出てくるのではないかなと非常に危惧をしているわけです。ですから、白紙撤回、白紙撤回と言っているわけなのですが、これについてどのようにお考えになりますか、ご回答をお願いします。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 私は、絶対に9住区にはやりません。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） （2）の質問に入りたいと思います。今のご回答、本当にそれを守っていただければというふうに思うわけなのですが、（2）の質問に入りますが、今後の具体的な施設

整備スケジュールについて、以下の事案は具体的にいつごろまでに決定されるのかということで3点挙げます。①、整備基本方針、②、省エネルギー計画と熱回収計画、③、敷地デザイン、これは景観とか緑化計画、この3つについて、いつごろまでに決定されるのかをお答えください。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今後のスケジュールということでお答えさせていただきます。①の整備基本方針、②の省エネルギー計画と熱回収計画、次の敷地デザイン、景観緑化計画につきましても、いずれも用地が確保される見通しが立てられた後で検討を見込んでおります。そういうことから、現計画の中では26年度以降になるものと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 再質問を行っていきませんが、今のご回答をお聞きすると、やはり土地ありきなのですよね。確かに③の敷地デザイン計画というのは、これは土地が決まらないと敷地のデザインはできないのかなというふうに考えるわけなのですけれども、①の整備基本方針とか省エネルギー計画と熱回収計画については、これは先に決定してから土地を探すべきではないかなというふうに思うのです。具体的にお聞きしておきますけれども、基本的なことなのですが、平成23年3月に印西クリーンセンター次期中間処理施設整備基本計画というのができています。これを見直さないのですか。これを確認します。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今軍司議員がおっしゃったのは、この基本計画だと思いますが、組合ではまだ9住区計画白紙の合意には至っていないということで、現計画がまだ生かされていると考えております。また用地等が決まり次第、その時期に応じて必要なことは検討し、修正をかけて、よりよい計画をこの後つくっていくことが当然なことと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今工場長はそういうおっしゃいましたけれども、板倉管理者にお聞きしますけれども、今工場長がおっしゃったとおり、土地が決まらなければ、整備基本方針も省エネルギー計画とか熱回収計画も進まないということですか。普通は逆ではないですか。本末転倒ではないですか。その辺どうでしょうか。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 23年度の次期中間処理施設基本計画ですか、これをまだ変えずにおろすということがそもそもおかしいのではないかと。時代の流れの中で、私がこういう立場に立って、9住区はもう白紙撤回にするよというような方針を打ち出しておりますので、この基本計画もやはりそれに沿って見直さなければならぬと。まずはそこから始めるのが妥当ではないかなと、こんなふうに私は考えます。それで、用地のほうもできるだけ早い段階でこの選定に向けて努力してまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今の板倉管理者のご答弁をお聞きしていくと、時代の流れの中で変えていくこともやぶさかではないというご回答でしたし、きょうの野田議員と松尾議員の質問に対しても決して見直さないという話ではなかったと思いますので、しっかりと時代の流れの中で見直していただきたいというふうに思います。

今再質問していきたいのは、結局この次期中間処理施設整備基本計画の中にごみ処理基本計画なんというの今後入っていくと思うのですけれども、きょうこの後議案審議があるわけですが、今後の人口とかごみ量の予測をして、240トン規模の焼却炉が要らないということであれば、それはやはりすぐにでもごみ処理基本計画とあわせて、土地を探す前に本来であれば見直すべきではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはどのように思われますか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現在24年度、25年度ということでごみ処理基本計画の準備を進めております。その中で、人口推計、あとごみ量等は、当初の20年度に策定のごみ処理基本計画よりも数値的には、ごみの排出量についても人口についても予測値はもっと下で推移するので

はないかというようなことで今準備を進めておりますので、またごみ量につきましては、より積極的なごみの減量化計画を進めることによって、スペックのほうも、当初計画は240トンとなっておりますが、それよりは小さい規模で対応できるのではないかと。また、対応できるようなごみ量にすべきということで今各作業、対応をとっておりますので、それにあわせてごみ処理基本計画等も策定していきたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） であれば、先にそちらを進めて、土地の選定というのは後にすべきではないのですか。それはどのようにお考えになりますか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現時点では24年、25年ということで、並行して用地の確保、ごみ処理基本計画の策定ということで進めることを前提で今進めております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） それについてはわかりました。並行してやっていただけるのであれば、この後説明をお聞きしていきますけれども、整備基本方針とはうまく合致してやっていただけるというふうに信じていきたいと思えます。

②の省エネルギー計画と熱回収計画との整合性、いつごろまでに決定されていくのかという部分をお聞きしていきたいのですが、昨年10月の組合議会で私は余熱利用について質問させていただいたわけなのですが、この余熱利用についてその後の検討というのは進んでいるのでしょうか。そのときにお聞きした中に、例えば1つ目に、CNCへの熱供給単価については今1,500円ですが、それは今後どのように変わっていくのか、その辺の検討というのは行われているのでしょうか。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 千葉ニュータウンセンターへの熱供給単価1,500円の見直しについてでございますけれども、1,500円に設定した後、今年度、電気代の値上げであったり、そういった社会的情勢の変化はございますが、現在において、電気代として発電して売電した場合と比較した結果、熱を供給し、1,500円の単価を得たほうが非常に有利であるとの結論に至っております。しかしながら、震災以降、政策が変わりつつございますので、今後も見直しは随時行っていくとともに、1,500円の適正についても適宜確認をしてみたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） ぜひ検討のほうをしっかりと進めていただければというふうに思っています。もう一個お聞きしたいのは、その余熱利用についてなのですが、昨年の10月にお聞きした段階で温水センターの更新計画があると思いますが、温水センターの更新と絡めての余熱利用の検討は行われているのですか。つまり、土地がここになれば、温水センターをどうするのかとか、それから余熱利用施設をどうするのかという検討は特に必要もないのかなと思えますが、そのあたりのことは組合でどのように議論されているのかお聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 以前にもちょっとプールの修繕計画等の経費の絡みでお話ししたと思いますが、今後プールの改修経費については非常に上昇する時期が平成30年の前に訪れますので、当然議論して、今後のプールのあり方、また熱供給の利用の仕方について組合内で検討してございます。ただ、その中でプールを今後どうするのだという結論にまではまだ至っておりません。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） （2）については、施設用地選定のための検討委員会の3番の質問につながってくるわけなのですが、3番の質問を先にさせていただきますが、（3）、施設用地選定のための検討委員会については、設置要綱を初め会議傍聴要綱等どこまで検討されているのでしょうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 検討委員会の要綱等の関係でございますが、本議会

においてこの後附属機関条例の制定についてを上程させていただいております。この条例の中で次期中間処理施設整備事業用地検討委員会等の設置をお願いするものでございます。また、会議の運営等については規則等で定めてまいりたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 私が（1）から（3）までの質問を通じて申し上げておきたかったのは、検討すべきは、施設用地の選定だけではなくて、もちろんごみ処理計画だけではなくて、もっと大きなランドデザイン的な整備の基本方針とか、（2）で申し上げた省エネルギー計画とか熱回収計画があってこそその施設用地検討の委員会だと思うのです。その辺をしっかりと組合のほうで考えていただきたいなというふうに思っております。今回（3）の質問については、今ご回答いただきましたけれども、この後、議案1、附属機関条例が出てきますので、そのときに議案審議ということで質問したいと思っております。時間がもったいないので、ここは後の議案審議に回したいと思っております。（4）の質問に入りますけれども、住民に対する説明会は今後どのように周知、計画されていくのかについてお尋ねします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 住民に対する説明会等の周知でございますが、検討委員会の経過報告等の情報につきましては、随時ホームページや組合広報紙を活用していくとともに、適宜住民説明会、またパブリックコメントを実施していく考えでおります。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今回この（4）の質問というのは、大きい質問1番、次期中間処理施設整備スケジュールについてということで、（4）の住民に対する説明会はどのように行われているのかというのを質問して、今ご回答いただいたわけなのですが、12月20日に皆さんのところに行っていると思いますが、「印西地区かんきょうせいび」という、この広報紙が入りました。ただ、この中に白紙撤回についての考え方というのがほとんど載っていないというか、先ほどお話ししましたけれども、二、三行しか入っていないような状況なのです。果たして本当にこれでいいのだろうかという疑問点がありますが、今後それこそ検討委員会の検討経過の情報提供をホームページとか組合広報紙を使って活用していくというのは当然ですけれども、今現在の状況をしっかりとこの印西地区環境整備事業組合を構成する2市1町に広く広報として出すべきではないかなと思っておりますが、その辺についてどのようにお考えになりますか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 午前中の質問でも住民への周知というようなことで質問がございましたが、これから住民へは情報提供を進めたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今回の組合議会の前に私は視察に行っていました。豊中と伊丹市です。大阪、兵庫県にまたがる豊中市伊丹市クリーンランドというところに視察に、印西市議会議員、ほかのお二人、3人で見に行ってきたわけなのですが、この豊中市伊丹市クリーンランドにおいては、計画段階から今まさにこれも移転工事をやっているわけなのですが、こちらについては7年かけてそもそもの新ごみ処理整備事業の計画策定を行っているわけです。その都度地域住民に対して説明会を開いて、今現在どうなっているのかというのを公開している。ですから、今回の9住区の移転のときみたいに反対も起こることなく、すんなりと事業が、7年もかけてやっているわけなのですが、進んできているのが現状なのです。ですから、これについては特に質問はしませんが、環境整備事業組合としても、今回の移転問題については、白紙撤回のことも含めて、しっかりと組合側のほうが主催して説明会を開いていただきたいなというふうに思います。これはお願いですから、ご回答は結構です。（5）に入りますが、民間委託についての検討はどのように行われているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現在正副管理者会議の中では、次期施設の建設は必要であるということで、組合の中では合意事項として進んでおりまして、その形として補正と当初予

算で用地の確保ということを進めておりますので、現時点では、民間委託ということではなく、行政で対応していくということを前提で進めております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 私の質問が、これは自分自身で質問しておいて反省しなくてはいけない部分かなと思って今のご回答をお聞きしたわけなのですけれども、2つお聞きしたいのです。1個が、何かというと、そもそもの大前提としてのごみ処理の方法です。ごみ処理の民間委託については、これは山崎管理者のときにもお尋ねしたわけなのですけれども、板倉管理者にかわって、ごみ処理についての民間委託はどういうふうに検討されているのかという点及び今工場長のほうからお答えいただいたように事業方式をどうするのかという点、この2点の意味を含んでお聞きしたわけなのですけれども、まず1点目、先にごみ処理についてどのように民間委託を考えるのかということをお聞きしておきたいなと思います。お答えください。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 軍司議員のご質問にお答えします。

ごみ処理は、一日たりとも滞ってはならない大変重要なことですので、緊急やむを得ない場合は民間さんへもお願いして処理する方法も考えられます。近くに、皆さんご存じのように、白井市さんにも民間のそれなりの業者さんもおられますし、また成田市にも、民間のすばらしい施設を持った、かなりの処理能力を持っておる業者さんもございます。やむを得ない場合はここへやれば、全部そこにやるというわけではなくて、緊急やむを得ない場合はそういった方法も考えられると、そのようなことを考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） その緊急やむを得ない場合ではなくて、逆に初めから民間活力を利用したごみ処理というのも考えられなくはないのかなと思いますが、その辺の認識、改めてもう一度板倉管理者のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 今の私の立場、また今のごみ処理計画、この辺のことを考えますと、全部民間処理に任せてしまえば、こういった議論は全くなってしまうのです。そういう意味で、自治体が出したごみは区内で処理するといった方向で、今の現段階ではこの組合で処理をしていくといった考えでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 私も全部民間に任せろということは一切申し上げるつもりはありません。できる範囲で民間活力を利用していただければいいのかなということでお聞きした次第です。時間もありませんので、先に進みますけれども、もう一個民間委託についてお聞きしたいのですが、先ほど工場長のほうから民間の活用は考えていないということでしたけれども、そもそも事業方式というのは、平成23年3月に出された印西クリーンセンターの次期中間処理施設整備基本計画の中ではDBOをメインにやっていくといったような考え方が示されているわけなのですけれども、現在もこの次期中間処理施設整備基本計画を踏襲して事業を進めていく考え方でよろしいのかどうか。これもやはり見直していく考え方があるのか。例えば今工場長は否定されていましたが、民設民営という考え方だってあるわけですよ。その辺についてどのようにお考えになるのかを改めてお聞きします。工場長にお聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 用地の選定も場合によっては絡むときに、PFIだとか、いろいろな手法というのがあると思います。ですから、当初の整備基本計画で定めたものに縛られるということではなく、そのときそのときでベストな方法を当然選択すべきであるし、そういう方向で行くべきだというふうに考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員、あと10分となっています。

○6番（軍司俊紀君） 今おっしゃったとおり、この地域には、印西地区環境整備事業組合に属する印西市、白井市、栄町には多くの人材がいると思いますので、そういう人材の活用もしっかりと考

ていただいて、いろんな市民の意見を聞きながら、この事業方式をどうするのかという点についても今後考えていただければなというふうに思います。

大きい2番に入ります。質問の2番です。質問に入ります。環境整備事業組合と構成自治体の関係について、ごみ処理基本計画や次期中間処理施設整備スケジュールについて構成自治体と今までどのような関係を構築し、情報交換を行ってきたのか、環境整備事業組合に関する情報はそれぞれの構成自治体と共有化されているのか、以上お聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 環境整備事業組合と構成自治体の関係についてお答えいたします。ごみ処理基本計画につきましては、平成25年で策定する予定でありますが、その準備会を既に11月と12月に開催しております。構成市町の担当者と連絡を密にとりながら協議してございます。また、次期中間処理施設の整備スケジュールにつきましても、正副管理者会議の前には担当部署との協議を行い、情報の共有化を図っているところでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今ご回答いただきました。構成市町の担当者と連絡を密にとりながら協議をしていくと。これは、ごみ処理基本計画についてですね。構成市町の担当者と連絡を密にとりながら協議をしていく、それから次期中間処理施設整備のスケジュールについても、正副管理者での協議はもちろん、構成市町の担当部署との協議も行っているといったようなご回答があったわけなのですが、それがどういう位置づけにおいてやっていらっしゃるのかなというのが見えないので、もう一度改めて環境整備事業組合と構成自治体の関係について例示をしながらお聞きしていきたいなと思います。その例示というのが、先ほど申し上げましたとおり、私のほうで豊中市伊丹市クリーンランドのほうに視察に行きまして、その豊中市伊丹市クリーンランドに行くときに事前質問を出しているのです。どういう事前質問なのかというと、まさに今環境整備事業組合に投げたとおりの構成自治体との関係についてお聞きしているわけです。ちょっと読み上げますけれども、豊中市、伊丹市、それぞれの関係についてということで、それぞれがごみ処理基本計画を持っているわけなのですが、それぞれの計画はどのような整合性を保っているのか、議会、執行部はどのようなかわり方を持ってきたのか、例えば伊丹市では、平成22年10月に伊丹市一般廃棄物処理基本計画を公表しているが、豊中市の計画との整合性は保たれているのかという質問をさせていただいたところ、回答としては、計画、施策自体は市独自の考え方もありますが、年に数回、3者協議会及び第三者実務担当者会議を開催し、豊中市、伊丹市、クリーンランドの3者において、ごみの搬入処理、処分について一定の協議をして整合を図るよう努めておりますといったような回答があったわけですが、これを印西地区環境整備事業組合に当てはめた場合、先ほどおっしゃったとおり、構成市町の担当者と連絡を密にとりながら協議ということをおっしゃっているわけなのですが、例えばごみの減量化というテーマについて、これは年に何回ぐらい話し合いがされているのでしょうか。その辺を詳しく教えてくださいませんか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 直接質問に対する回答とはちょっとずれるかもしれませんが、当組合では、先ほど大阪のほうでは豊中と伊丹、それぞれごみ処理基本計画を策定しているというようにお話でしたが、当管内ではごみ処理基本計画は組合でまとめてつくっております。構成市町、白井、印西、栄は、それぞれ構成市町独自のごみの減量関係の計画をつくって、実務的にごみを減らすにはどうしたらいいかというような計画をつくってやっております。組合の役割としましては、啓発的な分野を担って、広報紙だとか、そういう分野で組合はかかわっております。では、どのくらい担当者とか担当課長は会議をやっているかというお話ですが、現時点では、ごみ処理に関して、民間の団体と共同で今後ごみ処理を進めていこう、減らしていこうということで会議を持っておりまして、そちらについても月に2回程度、またそちらの一般の方を含めない形で月に1回は開催して連絡を密にし、事実としては、次回のごみ処理基本計画の検証とか、どういう形で進めるかとか、具体的にそういう点について議論を進めております。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 私が心配していたのが少し杞憂だったのかなと思いますが、今工場長がご説明いただいたとおり、自治体ごとにその対応方針とか事業が異なっているわけですね。例えばごみ減量計画とか方針の策定が印西市では平成24年に行われ、白井市では平成22年に行われている。あるいは、白井市ではバイオマスタウン構想が平成18年から行われている。こういったものが整合性がきちんをとれているのかなというのを心配したわけなのですけれども、今のお話ですと、そこそこ行われているのかなというふうに思いましたので、引き続き継続的に行っていただきたいなというふうに思います。

もう一点確認したいのは、これも豊中、伊丹に対して出した質問なのですけれども、今回環境整備事業組合の組合議会をやっているわけなのですが、この組合議会で話し合われた内容で、あるいはこの組合議会に提出される議案で、それぞれの自治体に対して、あるいは市議会に対してどのように報告されたのか、執行部はどのように受けとめたのかということをお聞きしたいのですが、豊中市、伊丹市のこの合同でやっているクリーンランドという一部事務組合に対して質問したところ、先方からは、クリーンランドでは、意思決定機関として、両市の政策部局、総務部局、環境部局、そして財政部局の各部長と専務理事である副市長とで構成される理事会がありますといったような回答がありました。議会上程されるものについては、理事会で決定された後に上程されますことから、両市の議会での調整などについてはこの理事会をやる段階でご意見をいただくことになりそうですという回答があるわけですね。これを印西地区環境整備事業組合に当てはめたらどうなるのだろうかというふうに考えるわけなのですが、先ほど次期中間処理施設整備のスケジュールについても構成市町の担当部局との協議も行っておりという回答がありましたが、このクリーンランドみたいに例えば総務部局が出てきたり、財政部局が出てきたり、そういったような大きい意味での調整というのは行われているのですか。そういうのを逆にやっていくべきだと思いますが、どのようにお考えになりますか、ご回答をお願いします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 議会に出す議案について、どのような合意を踏んで提出するかという手法については、それぞれのやり方があろうかと思いますが、当組合においては、当然予算とか政策については総務部の財政、直近ですと、予算が絡むことについては財政課長に出席いただいて、環境部署の担当課長と財政部署の課長に同席いただいて説明等をさせていただいております。また、先ほど軍司議員が提案なさったような形がいいか悪いかというのはまた別として、これに縛られることなく、今の組合のやり方に縛られることなく、こういう方法もいいのではないかなというように形が合意がなされれば、そういう手法も今後は検討することを否定するものではないと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今回中間処理施設の整備を行っていくわけですから、組織体制をしっかりすべきだというふうに考えます。例えば附属機関条例が今回出てきておりますけれども、その附属機関条例も大事だけれども、先に構成自治体と情報交換がしっかりできるような関係を、これを条例とは言いませんが、要綱なり、そのほか規則等でしっかり決めていただいて、随時積極的に情報交換を行っていきけるような体制をとっていただきたいなというふうに思います。これは要望で結構です。ちなみに、クリーンランドの理事会では、豊中市5名、伊丹市4名、クリーンランド1名の10名でやっているそうです。これは参考にさせていただければというふうに思いますので、2市1町でぜひ同じような会議体をつくっていただきたいと思います。

それから、同じ2番でごみ処理基本計画についてお聞きしようと思いましたが、時間も余りないので、大枠を2点ほどお聞きします。1点目が、このごみ処理基本計画について、きょうも議案に出されますけれども、この基本計画づくりにもどのように市民がかかわっていくのかを確認していきたいと思っております。1点目が、この市民参加が事務的とか形式的なものに陥りやすいというのが現状だと思いますが、この事務的とか形式的なものに陥りやすいという現実をどう捉えて、どう改善していこうとするのかをお聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。



○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） ことしからごみ処理基本計画の策定は準備を進め、予算的にもこの後補正等をお願いしているところですが、検討委員会には学識経験者と、あと住民を現時点では考えております。また、教育現場、あるいはこの中では家庭系と事業系のごみが出されますが、事業者についてもこのごみ処理基本計画にはかかわっていただきたいということで、内部的には事務を進めております。そこでそういう教育関係や事業者がかかわることによって、前回つくったごみ処理基本計画よりも、より実情に合った、またいろんな意見が聞ける検討委員会が構成できるのではないかと考えております。また、構成市町と組合のかかわり方につきましても、正式な検討委員というような立場で行政職員がかかわることではなく、それに対する補助的な立場で会議には参加していただくような形で今は考えております。まだそういう方向でということまでの説明になりますが、現時点ではそういうふうな考えで進めております。

○議長（多田育民君） 軍司議員、あと4分となっております。

○6番（軍司俊紀君） もう一個、ごみ処理基本計画について、市民がどうかかわっていくのかということを確認したいと思いますけれども、市民への意見聴取、よくパブリックコメントを求めますとか、ホームページへのご意見をお待ちしていますとか、説明会をやってアンケートをとったりしていると思いますけれども、具体的にそれがどのように計画づくりに反映されていくのか、聞いたら聞き放し、小手先だけで終わっているという印象も今まではあったのですけれども、どう変えていくのか、どう反映していくのかお聞きします。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） パブコメを求めて、それに対する回答等というのは結構ホームページ等でいろいろ情報提供をしているケースも多いと思います。ほかでやっているものよりも当組合で行う検討委員会のパブコメをどういうふうにも有効活用していくかという具体的な手法というのは、この段階ではまだ申し述べることはできませんが、他市等の事例を踏まえ、よりよい方法でフィードバックしていきたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） わかりました。ありがとうございます。ぜひ市民参加を進めていただきたいと思います。

最後に、質問3番、焼却灰の処理についてお聞きしていきます。(1)、場内にストックされている放射性物質を含む焼却灰の処理を今後どのように考えているのかお答えください。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現在当工場には、直近の放射能の測定結果ですが、飛灰については1,610ベクレルということで、かなり数値的には下がってきております。保管量につきましては、当初8,000を超えた指定廃棄物と言われるものにつきましては130と、これは当初から変更はございません。こちらについては、国の保管委託を受けまして工場内で保管トンと。26年までには国で最終処分場を確保するというので、それまで現時点においては工場内で保管することとなっております。基準値以下の飛灰につきましては、一部民間へ、一部は最終処分場で埋め立てをしております。そちらについては、国のガイドラインで示されている埋め立て方法よりも、より安全な方法ということで、フレコンバッグに詰めまして、上下で50センチずつの覆土というようなことで対応をとっております。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） こちらについてはわかりました。1点だけ確認します。130トン、8,000ベクレル超の指定廃棄物があるということですが、これはずっとこのクリーンセンター内に、こちらの東側にある倉庫の下だと思っておりますが、そこに置いておく予定なのですが、今手賀沼のほうの処分場のほうに流山、松戸、柏のほうは持ち込んでおりますが、印西地区環境整備事業組合としてはどのようにお考えになるのか、方針が出ていればよろしく申し上げます。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 先ほども申しましたように、国で最終処分場を確保

するということになっておりますので、確保され次第、持ち出すというような形になります。それは平成26年ということと聞いております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） わかりました。

最後の項目に入ります。（2）、今後発生する焼却灰の搬出についてはどのように考えるのかをお聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現時点で測定した数値が8,000を下回るということをお話させていただきますが、引き続き民間でのリサイクルと最終処分場での埋め立て処分という方法を予定しております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 先月の中旬、今工場長がおっしゃった民間でリサイクルを委託している会社に視察に行ってきました、現地の状況を見てきました。多分皆さんご存じないと思いますので、どういう契約になっているのか、印西地区環境整備事業組合と、それからこの民間会社でどういう契約になっているのか、その契約の内容を教えてください。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 契約内容につきましては、発生する焼却灰は飛灰、主灰というふうに2種類に分かれますので、飛灰、主灰の割合と年間処理量ということで契約してございます。当初は、23年度でちょうど去年の今ごろから搬出を開始しております。搬出を開始してすぐ、向こうのほうで搬出が停止ということで、この工場内でストック量がかなり増加している部分もあります。24年度につきましては、当初は年間約2,400トンとの契約でございましたが、今回補正でお願いしておりますが、約2,700トンまで相手方で受け入れるということで変更契約をしてございます。平成25年度につきましては、同じく約2,700トンということで予算計上をさせていただいております。当初、飛灰、主灰の割合で、主灰が7、飛灰が3というような割合で搬出しておりますが、この飛灰が一番処理には困難ということで、割合をもう少しふやしてほしいというような要望も出ておりますが、その中で7対3というような数値になっております。同じようなりサイクル業者、他社にも当たりましたが、価格の交渉をする前に受け入れることはできないということで、まだまだリサイクルについては受け入れることがなかなか難しいというのが現時点での状況でございます。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今おっしゃったとおり、主灰と飛灰の割合を変えて印西クリーンセンターから搬出をするということは印西クリーンセンターのほうからお願いをしたのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） お願いしております。その結果、7対3ということで現在進めております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 最後の質問になりますけれども、この民間リサイクル会社に対して視察に行ったところ、先方から実は処理料金のお願いをしているのですよと言われたのですが、その処理料金の値上げの影響、今後印西地区環境整備事業組合についてどのような影響が出てくるのか、それは金銭的なものなのか、それとも処理量を減らさなければならぬのか、その辺をお聞きして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現在相手方からは、燃料費コストの上昇等もあり、若干の値上げをお願いしたいということの要請は来ております。あわせて当組合でも、同業他社、先ほどちょっと説明しましたが、価格等の確認をしましたが、受け入れること自体ができないというところが多く、ただその中で単価を教えてくださいましたが、そちらについては、値

上げた後の値段よりもほかの業者のほうが高いというような状況がございました。現時点では、単純にトン当たりのコストについては、最終処分場で処理する単価よりは、リサイクルをお願いしている単価のほうがまだ低目ということで、今回の当初予算では2,700トンで予算計上させていただいております。

○議長（多田育民君） 以上で軍司俊紀議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は2時15分とします。

（午後 2時02分）

---

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時15分）

---

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 緊急質問の申し出の動議です。お願いします。

○議長（多田育民君） わかりました。

本動議を議題とすることに賛成の議員の方はおられますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） わかりました。

それでは、本緊急動議を議題といたします。

それでは、山本議員、緊急動議の趣旨をご説明ください。

○7番（山本 清君） 緊急質問は、本定例会の議案第3号でも出ておりますが、訴訟上の和解について説明を求める動議なのです。なぜこういう動議を出すかということ、前回の1月31日の全員協議会において、この談合訴訟の弁護士である菊地秀樹弁護士のほうから全員協議会で和解してほしいと、その旨の説明があったわけです。それで、最低限の内容の説明がこういう書面とともに出たわけですが、ちょっとこれでは判断の材料に不足するということが1点。

もう一点は、この全員協議会で和解にこの訴訟が向かっているということを我々は初めて知ったわけなのです。それで、残念ながら、この1月31日という全員協議会のタイミングでは一般質問が締め切られていたと、そういう事情もあります。そこで、この談合裁判の和解について幾つか質問させていただきたく、この緊急質問を申し出いたします。

以上です。

○議長（多田育民君） わかりました。

山本清議員の申し出による緊急質問の件を直ちに採決をいたします。

本緊急質問の議題を上程することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員であります。

それでは、直ちに山本議員より本緊急質問を開始していただきます。

山本議員、どうぞ。

○7番（山本 清君） それでは、緊急質問させていただきます。

まさに緊急であって、事前に議長に提出いたしました緊急質問申し入れ書の中には本当にあらあら質問の要旨しか書かれておりませんが、常識的な時間の範囲内で若干この趣旨を超えない範囲で質問させていただきます。まず、この和解を議案にするに至った経緯、これについて非常に大づかみにまずは管理者に説明していただきたいと思っております。

○議長（多田育民君） 板倉正直管理者。

○管理者（板倉正直君） 和解に至った経緯でございますけれども、この問題は長いこと裁判で争われて、高裁の判断で和解したほうがいいのではないかとということで、菊地弁護士の説明によりますと、最高裁にこれを上げて結果が勝てるかどうかかわからないと。高裁で和解の案でも、それを受けて結論に達したほうがいいのではないかとというような説明がございまして、管理者ともどもいろいろそこで相談した結果、和解をのんで、議会に諮り、皆さんの判断を求めたいというようなことで上程に至

った、こういう経緯でございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 菊地弁護士は、印西市の顧問弁護士であり、前管理者がこの菊地弁護士に本件を委任したと、そういった経緯だと思います。事務局側にこの裁判が和解に向かいつつあるという情報が入ったのはいつごろでしょうか。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 和解の情報でございますけれども、平成24年12月7日、第2回の口頭弁論がございました。その口頭弁論では結審をしております。ただ、その後裁判長から和解の素案が口頭で示されたということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 12月7日に結審したと。そこで和解案が口頭で裁判長から出た。この情報が印西地区環境整備事業組合に届いたのはいつなのでしょう。

○議長（多田育民君） 武藤課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 組合職員も第2回の口頭弁論に行っておりますので、その時点で確認をしております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 1月31日の全員協議会で初めて我々組合議員が恐らく全員耳にしたと思うのです。もちろん組合議員もこういう口頭弁論に一々足を運ぶべきだと言われてしまえば、そのとおりのかもしれないということになります。なかなかそういったことも難しいということで、少なくとも私は1月31日に知ったわけです。それからきょうまで1週間という期間の中で、正直言って、ほかの仕事全部放り投げて調べ事をし、判例検索をし、弁護士に複数相談しに行きと、そういうことを1週間のうちに強いられたわけです。今後の私からの提案というか、ちょっとこういったことを申し上げたいのですが、本日この組合議会の中にも機関が設置される方向で今議会が動いております。これはまだ議決されておられませんので、わかりませんが、議運なり特別委員会が設置されるということもあります。今後は、12月7日、即日に情報をつかんでおられるのであれば、管理者、副管理者に情報を上げるのはもちろんですが、できるだけ速やかに議会のほうにもその旨の情報をいただければ、我々もゆっくり時間をかけて慎重に検討することができるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 武藤課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 今議員さんがおっしゃいましたように、今議会で議会委員会条例の議員提案がございまして、今後そのような場で、こういう重要案件につきましては、そういう場を開催していただきまして、説明するようにしていきたいと、このように考えております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 少しだけ内容に入りたいと思います。実は内容について議論するのはすごく難しいのです。我々一人一人法曹資格を持っているわけでもないし、法律調べについては、かなり素人的な立場から、一生懸命弁護士の話を場合によっては聞きながら内容を理解していくわけですが、まず1月31日に菊地弁護士の説明がありました。これは、同僚議員の皆さんも出席されて、この同じ紙を持っていらっしゃると思います。まず、4億7,587万300円を請求して、これに遅延損害金5%というのが請求額なわけですね。それで、この金額がどうやって算定されたかということ、売上額の9.8%、これは適切な入札がなされたであろう数字と実際の99.59%という落札率の差額を弁護士が算定して契約額の9.83%分を払い戻せという請求に至っていると。それで、今回どういう和解案になっているかということ、これが売上額の2.5%、1億2,102万5,000円プラス遅延損害金が2.45%、つまり簡単に言うと、売上金がちょうど半分……失礼、ちょっと話を飛ばしてしまいました。今の数字に行く前に1つ追加で簡単に説明しますが、相場というのがあるのです。相場というの、ここに長大なリストがありますけれども、60も70も今係争中、もしくは判決が出ている、和解が終わった、そういう案件がある。ここでもうかなり全国で見ると終盤に差しかかっている、既に65ぐらいの結論が出ている、全国で。そこで相場がある程度でき上がっておりまして、5%から8%ぐらいのところはほとんど落ちついているという結果があります。特に判決の場合は、多くがこの5から8の間に落ち

ついている。それでまた、和解の場合は若干相互に歩み寄るとというのが原則ですので、少し率が低いのですけれども、それでも4%台から8%台ぐらいに落ちついていると、販売額の。それで見ると、先ほど私が申し上げた売上額の2.5%とか遅延損害金の2.45%という数字がざっとで相場の半額近い低い金額ということになるわけです。これは、この間菊地弁護士から我々議員が聞いたとおりです。そこで次に、誰もが考えるのが、ここまで相場観よりも安く和解をするのであれば、理由は何なのだろうかという話になるわけなのです。そのところで、弁護士の書面によると、結審後の職権での和解席上、ちょっと省略しながら申し上げますが、裁判長からは、損害額が5%となる事案だと、そういうことが事実上口頭で告げられておりますと。一応和解案は原告勝訴の認定に基づいた提案であると考えますというふうに文書があるのです。要は裁判官の心証が勝訴であるということ、また損害額が5%であると。そうすると、そういう心証が裁判長にでき上がっているということが口頭で伝えられたと。この席には事務局も同席されたのでしょうか。この点をまず伺います。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 同席しております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） そうすると、私が今口頭で、若干はしよりましたけれども、この菊地弁護士の書面をはしよりながらご紹介した内容でおおむね正しいのでしょうか、この席での裁判長の発言は、いかがだったのでしょうか。

○議長（多田育民君） 武藤課長。

○庶務課長（武藤 茂君） そのとおりでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） もうこの点に尽きるのですよね。ここの疑問が解決されるかどうかということで、この1週間、徹底的に私なりに調べたり、セカンドオピニオン、サードオピニオン、フォースオピニオンを弁護士に聞きに歩いていたと。そんな1週間を私は過ごしました。そこで、結論からすると、私の頭の中ではいまだに全国相場の半額で和解を受ける理由がどうも理解ができないわけですが、後ほどまた議案第3号のところでもう少し突っ込んだ質問を管理者に伺おうと思って準備しておりますが、とりあえず今は事務局に伺いたいのですけれども、この半額での和解を受ける理由について、まず事務局としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（多田育民君） 庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） お答えさせていただきます。

まず、裁判所からの和解勧告であるということが1点目でございます。それから、組合の今回の談合につきましては直接証拠がなく、間接証拠であるため、推定談合であるということ、それから直近事例で敗訴をしているという事例があるということ、そのようなことで和解というようなことで考えております。仮に高裁で勝訴というような場合であったとしても、先ほどの説明の中で直近事例で敗訴というのがありますので、最高裁に行った場合、その相違、うちが仮に勝ったときと敗訴をしたときとの違い、そこを説明していくという可能性もありますので、そこで敗訴の可能性も出てくるということで、組合としては、その敗訴をするリスクを回避するというところで和解というような考えでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 今のようなご説明がほぼ1月31日の菊地弁護士の説明と大体一致するような説明をいただきました。そのときも私は菊地弁護士に申し上げたのですが、今のような説明というのは、株式会社の内部の同意を調達する局面であれば、かなり満点に近いような説明だと思うのです。株式会社であれば、会社の目的自体が株主利益の最大化ということになります。その最大化の中の一つには、確実に利益を取ると。それでまた、早く利益が取れば、それを投資に回してまた利潤を生むこともできる。そういう発想のもとに、早期解決、年内解決、年度内解決、それと相手方との円満の関係の回復とか、そういったことが株式会社の例えばこの間の説明の場が取締役会であれば、もしくは法務担当部局の株式会社の会議であれば納得できると思うのです。しかし、私たちは一部事務組合という地方自治体で責任を負う立場に立っております。そうなってくると、もちろん確実に取れる

損害賠償を取るという価値も考えなければいけないと思います。もちろんこれも無視していいわけではありませんが、それと同等もしくはそれ以上に考えなければいけないことが恐らくある。それは説明責任です。なぜ相場より半額で和解したのかと。いろいろな説明があり得ると思います。直近で敗訴事例が幾つか続いたということも実際に私も確認しております。ただ、それぞれが印西とはかなり基本的な事実が異なる事案であった。例えば炉の種類が新規開発された炉であり、印西のストーカー炉とは違って、新規開発の炉で競争が激しい分野であったとか、またもしくは入札が2回行われて、かなりばらけた値段が実際出ているというような、メーカーがこれは談合ではないということを反論する強い証拠を持った場合にほぼ限って、自治体もしくは住民側が敗訴しているという事情がわかりました。そうなってくると、私もこの1週間、何をしていたかという、印西に決定的な弱み、もしくはメーカー側に決定的に強みがないかどうかを一生懸命探していたわけです。しかし、残念ながら、私が見たところ、そういう事情は見つからなかったのです。そうすると、今具体的な証拠が公取の中で出てこなかった事例で負けているものがあるという説明でしたが、でも同じカテゴリーのもので勝っている事例もたくさんあるのです。また、印西の場合は、高裁の審決の中で課徴金を課すときの根拠として、具体的に印西の場合は談合があった、基本談合から談合を具体的に公取が導いているという強い事例でもあるのです。そうなってくると、簡単に相場の半額でということがなかなか納得しがたい事例と私は考えるわけなのです。そのところを例えば弁護士とどれぐらい詰めた議論を何時間ぐらいされたかということをお伺いします。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 弁護士との協議につきましては、その都度重要なポイントで説明は受けております。何時間というのはちょっとあれですけども、そういう重要なポイントの中では説明を受け、またそれについては管理者にご報告しているところでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 余りたくさん時間をいただいてもあれなので、ぼちぼち終わりにはしようと思いつつ今しゃべっておりますが、あとこの1週間調べていて、いろんなわいてきた疑問のうちの一つを申し上げます。この裁判が始まったときに700万円を超す着手金を弁護士に支払っているという事実は間違いないでしょうか。

○議長（多田育民君） 庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 着手金といたしまして762万3,000円をお支払いしております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 760万円を超す着手金と。こういう着手金というのは、非常に高額な着手金で、我が組合は1人の弁護士の先生にお願いしている。片や戦争の相手である……裁判は戦争ですから、相手という例えを使いますが、JFEエンジニアリング、当時の日本鋼管は、長島・大野・常松という日本の4大法律事務所の一つに本件を委任している。200人規模の弁護士を抱える巨大大事務所です。私が思うには、760万円手元があれば、場合によっては4大法律事務所の弁護士に事務所対応として、もちろん長島・大野・常松は相手についていますから、双方代理になるので、受けてくれませんが、場合によっては、森・濱田松本とか、そういった4大事務所、それに準じるような巨大大事務所にも事件を委任することもできたかもしれない。そういった議論というのは組合の内部でされましたでしょうか。

○議長（多田育民君） 庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 当初弁護士をお願いするに当たりまして、組合では顧問弁護士というような形はとってございません。したがって、情報の中にそういう弁護士の情報はなかったのですが、印西市、白井市には顧問弁護士がいらっしゃいますので、両弁護士にご相談をしながら、最終的には印西の顧問弁護士である菊地弁護士をお願いしたということでございます。

○議長（多田育民君） 以上で山本清議員の緊急質問を終わります。

引き続き会議を続けます。

---

◎議案第1号

○議長（多田育民君） それでは、日程第5、議案第1号 印西地区環境整備事業組合附属機関条例の制定についてを議題といたします。

本案については、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉正直管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第1号 印西地区環境整備事業組合附属機関条例の制定につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会及び次期中間処理施設整備事業用地検討委員会を組合の附属機関として設置するため、新たに設置根拠となる条例を制定するものでございます。詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） 議案第1号 印西地区環境整備事業組合附属機関条例の制定につきましてご説明をいたします。

議案第1号をごらんください。地方自治法第138条の4第3項の規定により、執行機関の附属機関としまして、審査会、審議会、その他の審査、諮問または調査のための機関を置くことができると規定されております。現在当組合におきましては、条例に基づき、情報公開・個人情報保護審査会を設置しておりますが、今後印西地区ごみ処理基本計画検討委員会及び次期中間処理施設整備事業用地検討委員会を設置するため、根拠となる条例を制定するものでございます。

第1条は、この条例の趣旨を規定しており、法令または他の条例の定めのあるものを除くほか、附属機関に関し必要な事項を定めることとしております。第2条は、管理者に別表に掲げる附属機関を置くことを定めるものでございます。第3条は、附属機関の委員長及び副委員長は委員の互選により定めること、そのほか委員長の職務などを定めるものでございます。第4条は、委員は管理者が委嘱すること、その補充、辞任などについて定めるものでございます。第5条は、規則への委任について規定をしております。

附則につきましては、第1項は施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するものでございます。第2項は、この条例の制定に伴い、組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例に印西地区ごみ処理基本計画検討委員会委員及び次期中間処理施設整備事業用地検討委員会委員の報酬と旅費を加えて条例を一部改正するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（多田育民君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 2点ほどお聞きしたいと思います。

次期中間処理施設の候補地検討に当たりまして、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会及び次期中間処理施設整備事業用地検討委員会などを設置するために設けられるということなのですが、前回もこういう用地の検討委員会などがございましたが、これまでの会議は要綱等で対応してきたというふうにお話ございましたけれども、まず報酬額は一緒であるのかどうか、それからこの検討委員会の委員構成等の内容は以前の検討委員会とどのように違うのか、以上2点、お聞きします。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今回の委員報酬につきましては、学識経験者については2万5,000円、前回というか、今までの組合から委嘱しました学識経験については3万円を計上しておりましたが、今回は2万5,000円と。この根拠としましては、東京都の専門委員への報酬を参考とさせていただいております。その東京都に交通費としてプラスして2万5,000円と今回は考えております。住民委員につきましては、前回と同じように7,500円を考えてございます。この点につきましては、一般質問の中でもありましたが、用地につきましては、現時点では住民委員と学識経験、ごみ処理基本計画につきましては、教育関係者、あと事業排出者を考えてございます。構成市町の担当課長や組合職員については、直接の委員という形ではなく、検討委員会のほうに参加ということ

考えてございます。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 前回の検討委員会は、私もよく傍聴させていただいておまして、結構回数も重ねながら、かなりの内容を一つ一つ検討しつつ進んでいたと思います。それはそれで十分な議論を行いながら来まして、今回また別の形になったわけなのですが、今回の検討委員会はどの程度活動していただくおつもりか、そういった予定がございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 期間がことしと来年というようなことで現在考えておりますので、今後検討委員の募集をかけまして、年度内にある程度の絞り込み、4月早々には検討委員会を始めたいというようなことを考えております。その成果を25年度中にはまとめたいというふうにもスケジュール的には考えておりますので、その間で7回程度は開くような形で進めたいと考えております。予算的にもその回数で現時点では計上してございます。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 7回程度開かれるということなのですが、内容的に同じような形で予定をしていらっしゃるのかどうか、その辺をお聞きします。何か新しい形を考えていらっしゃるのかどうかです。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今までの検討委員会よりも……よりもという言い方もあれなのですが、より広く一般的に情報公開して、何度か説明しておりますが、パブコメ等も求めて情報提供、また多くの住民の意見も取り入れながら進めていきたいと考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 2点質問します。

1点が、条例の中には記載されていないのですけれども、例えば会議の公開については、条例の中には入れずにほかの規則とか要綱でやるのか、それについてどのようにお考えなのか、あるいは今回の委員の構成の中で公募による関係市町の住民とありますけれども、例えば住民代表みたいな形で入ってもらって、その住民代表が出れないときには代理を認めるとか、そういうことは考えられないのか、それから参考人招致についてどのように考えているのか、そういう記載がないので、そこは読み取れないのですけれども、どうお考えになっているのか、それがまず1点目。1点目というか、3項目ありますけれども、お聞きします。

もう一つの項目については、今ご説明がありました2つの附属機関、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会あるいは次期中間処理施設整備事業用地検討委員会、それぞれ別表では17人以内あるいは15人以内というような記載がありますけれども、この内訳というのがある程度想定されているのかどうか、その辺についてお聞かせください。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今ご質問のありました件につきましては、規則で定めたいというふうに考えております。公開につきましては、原則公開を考えております。また、内容につきましては、これは公開すべきではないというようなことを例えば検討委員会の中の総意でそういうような提案があれば、ケース・バイ・ケースですが、非公開ということもあるのかなというふうには考えております。ですから、全て公開ということを前提でやっておりますが、場合によっては非公開ということもあります。

また、代理人につきましては、組織に委員をお願いすると今の時点で考えているのは環境委員会で1人というようなことを考えております。その組織の中で、委員を固定するのか、あるいはケース・バイ・ケースで代理をとということは、組合側の考えもありますが、相手方の環境委員会の考えを尊重して対応していきたいと思っております。ただ、原則としては、お一人の方に継続的に出ていただきたいというふうには今のところ考えております。参考人につきましても、同様にケース・バイ・ケースで対応し、その点についても規則のほうで決めていきたいと考えております。構成人数につきましては、詳細な資料を今持ち合わせておりませんので、後ほどよろしいでしょうか。



○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 規則のほうで定めていくという話なのですけれども、できるだけ固定して、例えば会議の公開についてもはっきりと条文にしたほうが皆さん見やすいのかなと思いますので、そうすべきではなからうかなというふうに思います。一番心配しているのは、先ほども一般質問で申し上げたのですけれども、2つの附属機関について、どれだけ市民参加が進むのかという部分を非常に私は危惧してまして、今工場長のほうから人数はわかりませんということをおっしゃったと思いますけれども、多分これコンサルも入ってくると思いますので、コンサル主導ではなくて、市民がある程度組合側ときちんとコミュニケーションをとれるような形での組織にしてほしいなというふうに思います。人数がちょっとわからないので、質問ができないのですけれども、コンサルタントというのは、これは当然委員には入らず、事務方と同じように別の人数で17名、15名以外ということで、人数にはカウントされないということでよろしいのでしょうか。その点を確認します。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 細かい個々の予定人数をお答えできなくてまことに申しわけございませんが、学識経験者につきましては、ごみ処理基本計画につきましては2名、用地選定につきましては4名ということで現在考えております。そのほかについては、住民委員ということで構成をさせていただきます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今の学識経験ということで、次期中間処理施設整備事業用地の検討委員会のほう、学識経験4名ということは、15分の4を占めてしまうので、市民参加がなかなか進まないのではないかなと思いますが、その辺の配慮というのは、例えば管理者が必要と認める者が、どのような人が管理者が必要と認める者になるのかわかりませんが、最大限市民参加を進めていただくという認識で組合側は考えていらっしゃるのかを確認して終わります。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 今後の検討委員会については、広く住民の意見を聞くようにということが現時点での正副管理者会議での指示事項でございますので、それに沿うような形で会議のほうは進めさせていただきたいと考えております。また、構成市町の議員の構成数に応じて住民の公募を図っていきたいというようなことも現時点では考えております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 余計な心配なのかもしれませんが、この人選をするときに何か特別なこと、例えば管理者なり何かが立ち会うのですか。それとも、広く本当に白紙の形でみんなを呼ぶのですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現時点では、構成市町の広報で募集をかけたいと考えております。募集の要件につきましては、組合のほうからテーマを示しまして、それに対する応募者の考えを作文に書いていただいて、あと構成、趣旨、在住の市か町かとか、そのようないろいろな判断の中で選定をしていきたいと考えております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） そうすると、その中には過去何年か前に選ばれた人たちも入ってくる可能性はあるのですか。つまり9住区がいいと言っていた人たちも入ってくる可能性はあるのですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 応募がどういうふうな形でなされるかはありますが、当初からなしだというようなことはなく、広く応募していただくような体制で考えております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） そういう方たちにテーマを与えて、テーマに沿って何か書いてもらった方というのは、ある一定の人たちのふるい落としになるのだと思うのですけれども、そのテーマは、9住区以外のところを選ぶ人は来てくださいというふうに、ずばり言うと、そういうふうを書いておかないと、前の人たちがみんな来て、またここがいいよという話になると、ちょっと趣旨が違ってくと

どうか、どういうふうに考えていますか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 申しわけございませんが、まだどういうテーマでというのはありませんが、一般論的なごみ処理だとか、どういうのがいいのかなとか、環境に対する考えだとか、当然そういうことをテーマにしたいと考えております。9住区は絶対だめだとか、特殊な考えだとかということを組合から求めるようなテーマにすることは決してありません。

○議長（多田育民君） 血脇議員。

○5番（血脇敏行君） この構成委員の人数の関係なのですけれども、先ほど軍司議員のほうから定数がごみ処理基本計画のほうは17名以内と。そこで学識経験を有する者2名、中間処理施設の用地検討委員会については15名以内で、学識経験を有する者4名ということで出ていたのですけれども、そうしますと、公募による関係市町の住民、管理者が必要と認める者というのが、ごみ処理のほうは15名、それから用地検討委員会のほうが9名ということで、このあたり市民の方を公募するというのですけれども、ちょっと割合的に差が生じるのではないかというふうに私は思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 住民委員の数ということでのご質問でございますけれども、基本的には、まずごみ処理基本計画検討委員会のほうにつきましては、公募による関係市町の住民が7名と、その他管理者が必要と認める者は、先ほどご質問の中でも回答してございますけれども、事業者、教育者、それから各市町のごみの減量審議会等、それぞれの団体からの推薦による者ということで今のところ考えております。また、用地のほうにつきましては、公募による関係市町の住民は10名で、管理者が必要と認める者につきましては、地元で今のところクリーンセンターの環境について監視をさせていただいております環境委員会のほうからのご推薦をいただくかということで考えております。

以上です。

○議長（多田育民君） ほかに議員の方で質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 印西地区環境整備事業組合附属機関条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

よって、議案第1号は可決をされました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（多田育民君） 日程第6、議案第2号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉正直管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第2号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、処理困難物ストックヤード事業を平成25年度から組合において実施するため、当該経費に係る負担割合について関係市町との協議が調いしましたので、組合規約第15条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしく

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） 議案第2号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正につきましてご説明いたします。

議案第2号関係資料をごらんください。本案は、印西クリーンセンターで処理できない処理困難物の処理を平成25年度から組合において実施するため、処理困難物ストックヤード事業に係る負担割合を新たに定めるものでございます。

内容でございますが、ストックヤードの整備及び施設の維持管理経費につきましては、組合の財産であることから、住民が均等に負担する人口割を基準とし、その人口は前年度9月末現在の住民基本台帳人口とするものでございます。また、処理困難物の処理経費につきましては、市町ごとの処理量が把握できることから、当該所要額の実費額とするものでございます。次に、施行期日でございますが、平成25年度関係市町分賦金から施行するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（多田育民君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある議員の方。

野田議員。

○2番（野田泰博君） 収集運搬及び処理困難物ストックヤード事業と書いてありますけれども、処理困難物ストックヤードというのはどういうものを意味しているのか、具体的に教えてください。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 不法投棄されて行政が回収したものとなります。本来ならば、法律上はリサイクル法等に従って処理されるべきものが捨てられているものを、現時点では行政で町有地あるいは市有地に保管しているものを1カ所で保管、処分することによって経費の節減等に資するために今回の事業が行われることとなっております。ですから、テレビだとかタイヤだとか、そういうものです。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） ちょっと心配だったのは、処理困難物というものに放射線の非常に高いものとか何とか、そういうものは含まれないのですね、それは不法投棄されるかどうかわかりませんが。そういうものを対象にしているのではないということだけ聞かせてくれればいいです。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 一般的な不法投棄という言い方で理解できるのかどうかですが、そういうものを対象としております。本来ならば、そういう危険物等も不法投棄される可能性はありますが、そのようなものについては白井のストックヤードには持ち込まず、直接それぞれ構成市町で即対応するような形を現時点では考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） まず、今後このストックヤードのほうで保管されるような処理困難物なのですが、これまで年間どの程度出ているのかというのがまず1点、それからストックヤードの広さ等の概要、それから直接的な処理料は当該所要額ということなのですが、維持管理費などは人口割ということなのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、処理困難物はこれまで大体広さに応じて、あるいは人口程度に応じて、それに応じたような形で出ているものなのかどうか、大体そういったものをどういうふうに見ていらっしゃるか、あと維持管理の方法と内容、以上お聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 構成市町で今までは保管してございますが、先ほども言ったように、直接回収して処分業者へ持っていくというようなケースもございますが、現時点で私どもで把握しているのは、約400立米が構成2市1町で対応していると。また、維持管理方法につきましては、施設自体は鍵のかかる施設で、一般住民の方がふだんは入り込めないような場所になっておりますので、そちらである程度の量がまとまったら一括して業者に引き取りをしていただくというような形で、職員の常駐ということは考えておりません。ですから、施設を建てますが、電気、ガ

ス、水道等も設置する予定はございません。

以上です。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 広さと内容をお願いします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 面積的には約120平米ほどで、プレハブで、中はコンクリートの打ちっ放しで、壁もないような形で考えております。本当に簡単な構造物と、ただ屋根があるということで、物によっては外のコンクリート部分がありますので、そちらで保管と。あと、電気とか、そういう直接雨がかかると何らかの影響があるようなものについては、屋根のある建物の中で保管というようなことを考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） この施設なのですが、今お聞きしたところによると、簡単なものということなのですが、年間100立米ぐらいが出ているものをこれから保管していくということなのですが、何年程度対応するといいましょうかね、どのぐらい使うつもりか、ずっと使うのかどうか、そういう考えがありましたらお聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 何年間使うということではなく、必要に応じて、不法投棄がなくなるということはないかと思いますが、そういう啓発をすることによって全く不法投棄がなくなれば目的は達するということですが、そうなることを目指して啓発をしていきたいと思っております。必要に応じて使用していくということです。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 先ほど聞いた中でなかったのですが、これまで処理困難物というのは大体量として人口割に応じてぐらい出ているものなのかどうか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 年度年度で発生量というのは違いますが、一時的に印西市で量的には多かった年度がございます。ですから、この年度が多かったからずっと多いのかというと、そういう状況でもないというのが現実的にはあります。

○議長（多田育民君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑はないようでございます。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

議案第2号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正についてを原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

よって、議案第2号は可決されました。

これより休憩をします。再開は25分にします。

（午後 3時10分）

---

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時25分）

---

◎議案第3号

○議長（多田育民君） 日程第7、議案第3号 訴訟上の和解についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第3号 訴訟上の和解につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、印西クリーンセンター3号焼却炉増設工事入札の談合に係る損害賠償請求事件について、平成25年1月24日、東京高等裁判所から職権による和解勧告がなされました。

和解内容は、和解金の支払い義務を認めるもので、事件の早期解決と損害の早期回復を図るため、本和解勧告を受諾したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） 議案第3号 訴訟上の和解につきましてご説明をいたします。

本案は、平成8年度に行った印西クリーンセンター3号焼却炉増設工事の入札談合によりこうむった損害について、平成22年12月27日、東京高等裁判所に提起した損害賠償請求事件に関する和解でございます。

それでは、議案内容につきましてご説明をいたします。議案第3号をごらんください。1、事件名及び2、当事者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

3、和解条項につきましては、(1)、被告は原告に対し和解金1億6,156万円の支払い義務があることを認める。(2)、被告は原告に対し、前項の金員を平成25年2月28日限り印西地区環境整備事業組合会計管理者名義の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振り込み手数料は被告の負担とする。(3)、原告はその余の請求を放棄する。(4)、原告と被告は、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。(5)、訴訟費用は各自の負担とする。

4、和解理由につきましては、本事件は、東京高等裁判所から職権による和解勧告がなされたこと及びこの和解勧告によりまして、本紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものでございます。

次のページをごらんください。議案第3号関係資料でございますが、事件の概要につきましては1から6まで記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上をもちまして議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（多田育民君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございますか。

山本議員。

○7番（山本 清君） 議長、これは3回まででしたっけ。

○議長（多田育民君） はい、3回までです。

○7番（山本 清君） まとめていきます。

まず、質問1、そういうふうに番号をつけながら言っていきます。3号炉の談合をめぐって印西地区環境整備事業組合がJFEエンジニアリングを訴えている裁判で本件を委任した弁護士が和解を勧めているというのは事実か、これは先ほども聞きましたが、確認です。

質問2、今回の裁判は勝訴事案であり、東京高裁の裁判長が組合の勝訴を前提にした心証を双方の弁護士に伝えつつ和解がまとまっていったと聞いているが、それは事実か。

質問3、裁判長はさらに本件の賠償額について5%が相当であるとの心証を抱いているようだが、これも事実か。

質問4、勝訴事案であり、かつ5%の賠償金が取れる事案であるにもかかわらず、半分の金額で和解するのはなぜか。また、遅延損害金についても、民法では年5%となっており、他の談合裁判でも5%で計算されているのに、これについてもおよそ半額で計算されているにもかかわらず、和解を決意するに至った理由は何か。

質問5、勝訴事案について半額で和解したという事実を構成2市1町の市民は受け入れると思うか。

質問6、和解でまとめたいという弁護士の判断の内容についてどのように考えるか。裁判長の心証の半額での和解は妥当と考えるか

質問7、談合裁判で自治体または住民が敗訴した事案には、炉の種類が新型の溶融炉であること、公正取引委員会が基本談合を認定した時期からすると契約が早いこと、入札が複数回行われたことなど、印西の事例とは異なるポイントが敗訴判決の決め手となっていることを組合は認識しているか。

質問8、印西の談合の事例は公正取引委員会が下したメーカーに対する課徴金の根拠になっているという点で原告に有利な事例、我々に有利な事例とも考えることができると思われるが、どうか。以上8点につき管理者に伺います。

以上、1回目の質問です。

○議長（多田育民君） 板倉正直管理者。

○管理者（板倉正直君） 質問1についてお答えいたします。そのとおりでございます。弁護士から和解を勧められまして、その判断を尊重すべきと考えた私と副管理者は、和解についてご理解を賜りたく、3号議案を本議会に提出することになりました。

質問2についてお答えいたします。やはりそのとおりでございます。本件を委任した弁護士によると、東京高裁の裁判長はこの事案は組合勝訴の事案であるとの心証を明言しております。

質問3についてお答えいたします。そのとおりでございます。裁判長は本件が賠償額5%相当の事案であると明言いたしましたと弁護士から聞いております。

質問4についてお答えいたします。なぜ和解するのか。委任している弁護士の判断だからというのが最大の理由でございます。訴訟代理人である弁護士と訴訟の本人である印西地区環境整備事業組合は、いわば一心同体でございます。受認弁護士が何回も法廷に足を運び、裁判官、相手方弁護士と協議をして和解案を持って帰ってきたという事実を重く捉えたというのが和解を議会にお願いするに至った最大の理由でございます。

質問5についてお答えいたします。勝訴事案について裁判官の心証の半額で和解するという点について、市民の理解が得られるよう誠心誠意説明していく所存でございます。信頼して事案を委任した弁護士の判断を尊重するという判断が構成2市1町の市民に理解していただけるよう説明を尽くしてまいります。

質問6についてお答えいたします。和解内容についてでございますが、ほかの談合裁判を見ても、多くは契約額の5%程度またはそれ以上で勝訴したり和解したりしておりまして、本件の和解案の金額は低いという印象は否めません。しかし、昨年になって談合裁判で自治体が敗訴する事案が3件続いており、確実に一定の和解金を獲得するという弁護士の専門的判断にも一理があると考え、苦渋の決断に至った次第でございます。

質問7についてお答えいたします。敗訴事案には印西の事例とは異なる点があったという事実は、弁護士からの説明などで認識をしております。

質問8についてお答えいたします。確かに印西の事例は公正取引委員会が下した課徴金の根拠として言及されております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 多岐にわたる質問に丁寧にお答えいただきました。

それで、少し話をまとめていきたいのですが、今管理者がおっしゃったのも確かに理由はあると思うのです。この案件、さっき私が緊急質問に立ったときも申し上げましたが、私自身もこの1週間ずっと調べ、悩み、迷い、今でも迷いがないと言ったらうそになるわけです。それでまた、管理者がおっしゃった、弁護士に委任したという事実が重いということも確かにそうなのです。委任した弁護士が東京高裁で和解を承認直前までまとめてきてしまっているわけですね。これをいわば先ほどの管理者の言葉で言えば、一心同体である組合のほうで蹴ったとすると、一心同体である弁護士の判断を組合は蹴るのかということで、裁判官の心証にも影響を与えかねないというふうに確かに私も思います。だから、そこで議会の出番なのかなと私は考えるのです。二元代表制ということは、さすがに裁判官も憲法、地方自治法を勉強しているはずですので、常識として知っているわけですね。そうすると、執行部及び首長が下した判断及び首長が委任した弁護士が一体としてやったことと議会

の判断がずれることというのは、一体の蓋然性で当然日本の法制度が前提としていることだと思うのです。そうすると、この議会を構成する我々議員の責任は本当に重いなど。今となつてはもう我々が通すか通さないかというところに来ていたというふうに思いまして、そこでこの弁護士とのやりとりについて、2回目の質問のまず最初の質問です。この弁護士が言うポイント、これは確かに弁護士に関するポイントですね。委任した弁護士の判断は重い、これも一つの理由ではあると思われるし、あと弁護士が強調されている、そして先ほど事務局長も強調された早期解決と。これも理由がなくはない。ただ、その一方で早期解決というのが今の組合のトータルの諸事情の中でどこまで重要なのかということにちょっと疑問があるのです。要は早期解決よりも説明ができること、理由にかなった解決であることのほうが重要な局面があり、本件はそれに該当すると思われるわけですが、それについて管理者と事務局長、一言ずつお願いしたいと思います。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） この早期解決に至ったことは、先ほど申しましたように、東京高裁のほうから和解案が出されたということで、委任した弁護士はその辺のところをよく考えたあげくに和解に持っていったほうがいいのではないかなと。山本議員がおっしゃるように、2.5%低いのではないかなというようなお話もございますけれども、いろいろ弁護士も苦渋の考えで、恐らくこの辺で手を打ったほうがいいのではないかなというような判断で我々にも説明し、我々副管理者ともども3人でいろいろその辺のことを協議したところ、この辺で和解という形で進めたほうがいいのではないかなというような結論に至ったということでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） ただいま板倉管理者からお話がありましたように、まさに正副管理者間で、この和解につきましては、弁護士との質疑、やりとり、時間をかけまして協議をしたわけでございます。本件については証拠が乏しい、また仮に高裁で判決が出たにしても上告審に行く可能性が高い、またそこでの敗訴というリスクも考えられるという、そういった点を弁護士の説明を受けまして、管理者、事務方におきましては、この辺を十分協議いたしまして、そのリスクを回避するということで、まさに管理者と同じように苦渋の決断というか、判断をさせていただいたところでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 3回目、これで最後ですが、1点だけ伺います。

この事案が判決に持ち込まれて、仮に上訴されて、本件の場合は高裁が1審ですから、控訴されて最高裁というイレギュラーな形ですが、控訴されて最高裁に行った場合、そこで仮に組合が弁護士をかえた場合、今の弁護士というのは成功報酬どうなりますかね。それでさらに、最高裁で我々が勝った場合について伺います。同じ金額で勝った場合です。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） ただいまのご質問でございますが、想定といたしますか、ただいま山本議員から、仮にこうなった場合の成功報酬等の取り扱い額等、この辺につきましては、我々のほうでもあらかじめ計算はしてございませんので、今すぐお答えすることはできません。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今山本議員がおっしゃったところで1点だけ気になったのですけれども、判断が悩ましい部分だと思うのですが、和解しなければ、3月の終わりごろでしたっけ、判決が出るようなことが書いてあったと思うのですけれども、判決が出て、勝っても負けても例えば最高裁まで行くという判断はあると思うのです。その場合の弁護士の報酬額というわけではなくて、組合側で幾らかかるのかという計算は、弁護士の報酬ではなくて、計算されているのか、あるいは今の弁護士さんが仮に受けたとしても、日数はどのぐらいかかるのか、今まで、これは平成22年に組合議会の議決を経てスタートして、今平成25年の2月ですから、丸2年かかってここまで来ているわけですね。最高裁まで行ったら、本当に簡単に棄却とかされて終わってしまう可能性はあるのかなというふうに思っているのですけれども、どのぐらいプラスで日数がかかってくるのか、それから費用はどのぐらい

かかるのか、その辺の判断も判断材料にしたいと思いますので、わかれば教えてください。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） ご質問にお答えさせていただきます。

現時点で上告した場合の費用ということについては、現時点ではまだ弁護士との協議はしてございません。それから、上告した場合、日数はどのくらいかかるのかということでございますが、上告につきましては、判決後14日以内に手続をとるというのが1つありますが、どのくらい期間がかかるかは個々の事例ということで、そこまでははっきりしてございません。訴訟費用につきましては、印紙代ということになるかと思いますが、第1審の2倍ということで、290万円程度実際にかかるのではないかというふうに考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 前回の説明を受けたときもそうなのですけれども、やっぱり資料が少ないのですよね。今回もあくまでも和解が前提で、最高裁に持ち込まれたとき、どうなるのかと聞かれて答えられないというのでは、逆に判断しようがないのですよ。あくまでもこれは和解の可否で、和解がだめだと言ったら、プラスアルファ幾ら日数がかかって、幾ら費用がかかりますよ、報酬はまた別にして、報酬なんかも本当は答えてもらえればいいのしょうけれども、そういう中で判断するというのは非常に難しいのかなというふうに思いますけれども、その辺の準備作業というのは、前回もそうだったのですけれども、今回山本議員のほうであらかじめいろいろ資料を組合側にも要求したと思いますけれども、その辺の判断というのは、上告されて幾らかかるかという判断は全く考えてこなかったのか、その辺の組合側の姿勢についてただしたいと思いますが、どう思われますか。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） ただいま軍司議員おっしゃるように、裁判ですので、いろいろな展開を考えると、これはおっしゃるとおりだと思いますが、そういった上告審、最高裁での日数、費用等々こういったものにつきましては、今現在は先ほどお答えしたように持ってはおりませんが、今後こういったいろいろな展開を考えていくという、そういった事務局の姿勢としては、今後そのようにさせていただきたいと思えます。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 今回の件につきまして、和解案が損害額の50%ということなのですが……  
（何事か呼ぶ者あり）

○3番（松尾榮子君） ごめんなさい。損害額が5%ですが、和解金はその損害額の50%ということなのですよね。その50%の和解金の支払いというのはどういう意味を持つのかなということ考えたときに、例えば組合のほうから、弁護士さんは勝訴的であるというようなことをおっしゃっているのですが、先ほど説明しましたように損害額の50%の支払いということは、こちらにとってみますと、勝訴的とは言いながら、本当に勝ったと言えるわけではないのではないかと。あるいは、向こうの相手方にしましても、負けたと本当にこれは言えるわけでもない。そうしますと、この今回の和解というのは、本当の和解といいましょうか、事件をなしにするというような形になるのかなと考えられると思うのです。それで、先ほどちょっと出ておりましたが、これは民間企業のお話ではなくて公共事業であるということが1つと、またこれが本当に事件をなしにするということだと、なぜ訴訟をしてここまでやってきたのかということがちょっと疑問になってしまうのかなというふうに思うのです。そして、管理者とか事務局長の意見を先ほど聞かれましたけれども、副管理者などはどういうふうに考えていらっしゃるのか、参考までに聞かせていただければなと思えます。

○議長（多田育民君） 伊澤副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） お答えいたします。

この案件につきましては、私も菊池弁護士から昨年内容を聞きまして、今山本議員、軍司議員、松尾議員が指摘した内容について私も疑問に思いまして、弁護士のほうに質問、確認をいたしました。そして、いろいろ説明を受けまして、一つの判断材料としては、裁判所からの職権による勧告であると。そして、担当顧問弁護士の判断も十分和解に応じる内容の説得力もございました。その理由につきましては、先ほど庶務課長がお答えした内容のとおりでございます。ということで、その後も今年



に入りまして正副管理者会議で最終確認をしたわけですが、その中では、今までの経緯、そして今後の仮に和解しなかった場合の想定、これは先ほどもありましたように、1審が高裁から始まって、次がもう最高裁ということでございます。事例等も聞きました。ということで、正副管理者、いわゆる執行部の中では、いろいろ決定するまでには議論しましたが、結果的にはこの和解に応じると、そういう判断をしたわけでございます、そして議案として提案したわけでございますので、法に基づいて、執行部としては議決をいただく前提で提案をしておりますが、議会において、議会は各構成市の代表でございますので、判断をいただきたいと。私どもは、先ほど管理者が答えましたとおり、これについては市民に対しても十分説明をしていくと。その場合には、法的には議会の議決が必要であるということでございますので、そのようなことを勘案して今回この議案として上程したところでございます。

以上です。

○議長（多田育民君） 岡田正市副管理者。

○副管理者（岡田正市君） ただいま管理者、副管理者のほうから説明がございましたけれども、私はもう一点、1億5,000万円、これが多いか少ないかではなくて、貧乏町ですので、目先あったというような感覚で、もし上告した場合、これが一銭もなくなってしまったらお金かけてどうするのと、そっちの説明責任どうしようかなという判断の中で、これを3人の管理者同士で話したときには、取れるところから先に取ってしまっておけばいいだろうという判断でございます。町民、市民に対しては、上告しても和解にしても、これはそれなりのかなりの苦労が要るだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 副管理者のご意見もお聞きしましたが、先ほどから皆さんが、苦渋の判断だと、敗訴のリスクもありますので、その中での苦渋の判断なのだというようなお話がございます。そうしますと、私ども議員にしましても苦渋の判断でございます、この環境組合といいますのは、各市町の財政にも影響してくるわけでございますので、こうした重要な問題につきましても、各市町の中でも皆さんによくわかりやすい資料をお持ちして、これこれこういう状況なのですが、どうでしょうかと、いろんな意見も聞きながら判断をしたいというのがあります。それで、今回のことに関しましては、先ほども出ておりますように本当に短い期間であって、資料に関しましても非常に少ないという中で判断が迫られているという部分がありますので、なぜこんなに急ぐのだろうとか、どうしてここでどうしても和解をしなくてはいけないのだろうと。先ほどから最近はというようなお話がございますが、勝訴の事案も結構ございますので、そこら辺の検討というものをもっと早くにできるような状況で提示していただけなかったのかなというふうに思いますが、そこら辺はほかにしようがなかったのかどうか事務局にお聞きします。

○議長（多田育民君） 庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 先ほどご説明しました12月7日に口頭でございましたが、その後正副管理者会議等で協議検討した上での和解案でございますが、最終的に裁判所からの和解勧告案につきましては25年1月24日に送付されたところでございます。

○議長（多田育民君） 藤村議員。

○8番（藤村 勉君） 今までも皆さんから出ていますけれども、本当に苦渋の選択だと思います。ちょっと確認したいと思います。まず、これは裁判所から和解が勧められているということで、今回の裁判に関しては、はっきりした証拠が少ないということ、それとこの喫緊の裁判でも続けて敗訴しているということ、あとは、先ほど議員のほうからですけれども、ここでやめたら住民への説明がつかない、要するに説明責任がなかなか図れないということもありましたけれども、先ほどうちの副管理者のほうからありましたけれども、このままやって、裁判ですので、本当に勝てるかどうかというのは全くありません。ですけれども、負ければゼロです。ですから、そういう点からでも、少しでも戻ってくるのだったら、このまま和解に応じればいいのではないかなと思うのですけれども、これは100万、200万という単位ではないですから、1億6,000万円という市民、町民の税金ですから、これ

がゼロになるか少しでも戻ってくるかというのはやはり大事なところだと思います。ですから、今私が言ったように、こういう点で管理者、副管理者、また事務局サイドが和解に応じたということを確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（多田育民君） これは管理者ですか。

○8番（藤村 勉君） 管理者でも事務局長でもいいです。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） お答えをいたします。

先ほどご答弁した内容とちょっと重複するかもしれませんが、本案件につきましては、証拠が乏しい、また談合が推認されない事案であるという裁判において厳しい状況の事案であるという点、担当されている弁護士の先生のお話では、さらにまた上告審での担当の弁護士の見解も述べられておりますけれども、上告審での敗訴の危険性という、そういったいろいろな点を勘案して、執行部としては和解という判断をさせていただいたということでございます。

○議長（多田育民君） 血脇議員。

○5番（血脇敏行君） 本当にこれは苦渋の選択になるのかなと思うのですが、ちょっと確認させていただきたいのですが、最近敗訴事案が多いということ、それから以前は勝訴しているというのがあるのですが、推認されている事案と推認されていない事案があるのですが、談合が推認されている事案であっても、かなり和解というのは多く見受けられます。このあたり、事務局というか、こちらのほうではどのようにお考えになっているかお尋ねしたいと思います。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） お答えいたします。

推認されている事案、証拠上有利な事案というか、そういったものでも和解が多いということでございますけれども、確かに和解の案件、この推認事案、その他の事案を含めまして、最近ではほとんど和解ということですが、個別の証拠の立証ぐあい等々、この点、裁判の組み立てといたしますか、展開によっても差が出てきているような話は弁護士の先生からお聞きしておりますので、個々の事例の差があるのかなと考えております。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 1億6,156万円、これが戻ってくるとしたら栄町には幾ら戻ってきますか。だけではないです。白井のほうは幾らですか。それから、印西が幾らなのか。どこかほかのところに配る必要が出てくるのですか。もしあれば全部教えてもらいたいのですけれども。

○議長（多田育民君） 庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） それでは、概算ということでお答えさせていただきます。

まず初めに、和解金額1億6,156万円ということでしたが、そこから訴訟費用等1,918万円の支払いがございます。それから、国、県への補助金の返還ということで、2,226万円程度の補助金の返還があると思います。それを差し引いて、構成市への返還金でございますけれども、1億1,940万円程度です。概算ですので、1億1,900万円程度と。そのうち構成市町分の内訳でございますが、印西市6,000万円程度、それから白井市4,000万円程度、栄町が1,900万円程度になります。ただ、この構成市への返還金の中には、今回の工事につきましては、当初URから構成市へ負担金が出ておりますので、この構成市の中からそれぞれURへお返しすると。この辺は協議になるかと思いますが、お返しするというようなことがあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） もう一つ聞きたいのですが、この裁判を起こしたときに、国とか県とか、今言ったURとか、そういうところも一応起こした形として中に入っているわけですね。一応金も出しているわけですね、そういうところが。

○議長（多田育民君） 庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 今私から説明させていただいたのは和解金を取った場合の配分でございますが、今回訴訟に当たりましては、事前に国、県、それからUR、構成市のご説明をさせていただいた

だいたところでございますが、訴訟費用等につきましては構成市から負担していただいているところでございます。

○議長（多田育民君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） そのときに、例えばこれが勝訴的というのであれば、その1億6,150万円をいただいた段階で国とか県とかが裁判費用というのも払っていくのですか。それと、URも払っていくのですか。

○議長（多田育民君） 庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 和解金が入った場合につきましては、まず訴訟費用をその和解金から控除するというようになっております。その次に国、県補助金の返還額をするというような差し引きになります。今回の訴訟の費用につきましては、UR、国、県等の負担はございません。

○議長（多田育民君） 秋本議員。

○4番（秋本享志君） この和解ですけれども、各2市1町の財政にもかかわることなのですけれども、最後に確認ですけれども、管理者にこの和解の最後の決意を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 先ほどから言っていますように、これは管理者、副管理者、3者で苦渋の選択をして和解に応じたほうがいいのではないかなというようなことで、今回このように提案をしているわけでございます。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 9番、藤代でございます。もう各同僚議員からいろんな質問をされて、苦渋の選択というのは私も同様でございます。いろんな資料を頂戴をしたり、また自分なりに調査をしたり、また山本議員からもいろんな調査の状況等々についてお聞きをいたしました。自分なりに今最終整理をしている段階なのですが、1点だけ、こういう情報があるかどうかお聞きをしたいと思うのですが、被告のJFEエンジニアリング株式会社、こちらのほうはこの和解案に同意するのかなのか。最終的にうちのほうでも裁判所に何日までにこれについて同意しますよというのを出さなければいけないと思うのですが、もう被告のほうからは同意するというのが裁判所に行っているのか。ただ、これは公にできないですよという項目でしたらば知ることはできませんが、そういうことがわかっていけばお教えいただきたいと思います。

○議長（多田育民君） 武藤庶務課長。

○庶務課長（武藤 茂君） 裁判所からの情報でございますけれども、JFEは和解をするということとを前提で作業を進めていると。JFEは、和解に応じるということで作業を進めていると。ですので、この和解を出してきたということでございます。

○議長（多田育民君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。討論は、反対討論から行います。

山本議員。

○7番（山本 清君） 7番、山本清です。本議案に反対の立場から討論いたします。

今私もいろいろ申し上げまして、できるだけ重複を回避しながら反対討論を行いたいと思います。先ほど松尾議員がおっしゃったように、確かにこれは半額で、しかも謝罪つきではない和解なのです。和解って2種類あるのです。悪いことしました、申しわけありませんという趣旨の声明を片方がする、これは完全に金額にかかわらず勝訴的和解と言われることが多いです。しかし、本件はただお金を出すだけ、終わりなのです。相手の側も内部で勝訴的和解と言っているでしょう。間違いありません。勝訴的和解なのですよ、これは。相手の側の弁護士も向こうの内部でそう言っているのです。お金で片がついた。利益が出た。株主利益が最大になった。万々歳。何が言いたいかというと、本件で確実に利益が出て喜ぶのはJFEエンジニアリングと弁護士です。確定して、この後の議案でも、ここで通ってしまったらもう意味がなくなりますが、修正削除を私は準備しておりますが、弁護士報

酬1,050万円、ここで泣いて和解をすれば、770万円プラス1,050万円が弁護士の手に入る。これが上訴されたら、弁護士報酬がどうなるかはわからない。契約にもないです。これは慣習でもめるといいます。もし上訴されて弁護士がかわったら、どういう成功報酬の取り分になるかは慣習も確立してなくて、これは弁護士から聞いたのですが、よくめるといいます。だから、弁護士としては、ここで是非でも和解に持ち込む利益が客観的にある。これは、この弁護士がということよりも、客観的に申し上げております、一般論として。JFEと弁護士は確実に利益が出る。我々の側にも見かけ上は1億6,000万円入ってくるかもしれない。だけれども、そのかわり我々は説明する手段が何もありません。いわば裁判官のかわりをさせられてしまいます。迷ったら判決ですよ。法的係争の原則形態は判決なのです。そこで両方が歩み寄って、必ず両方が納得する。紛争解決の終結の利益が両方に確実にあるときに歩み寄る。さっきから繰り返し申し上げているように、我々が株式会社の取締役会であれば、恐らく私も賛成すると思うのです。だけれども、ここで例えば市民から、なぜ相場の半額で折り合ったのだ、説明しろと言われてたら、私は今情報もないし、説明できません。さんざん調べましたけれども、説明できません。

それで、敗訴が多い云々という話ですが、リストを照らし合わせると、和解も勝訴的和解がほとんどですから、自治体の側の45勝6敗なのです。それでなにか、最近法律相談に行った弁護士に解説してもらいましたが、去年からことしにかけて敗訴が出ている。中身に入ること自体、私は余り意味を感じませんが、そういう議論が出たので、あえて反論しておきます。メーカー側に言い分がある事案が審議が延びて今になってきている。もうほとんど全国の談合裁判は最終局面なのです。70ぐらいある中で、あと10ぐらいしか残っていないのです。ここまでもめているのが残っているのです。もめているのは、何が残っているかという、基本談合は推定されている。我々もそうです。これについてメーカー側が基本談合をひっくり返す材料があるものがこじれて延びて、メーカーが勝っている。例えば廃溶融炉だったりとか、入札が2回行われて価格がばらけている。こういう個別談合がなかったという強い証拠をメーカーが出したもので、高裁レベルで自治体が負けている。ただ、もちろん保証はありません。すぐにでも財政難からお金が欲しいという岡田副管理者の意見にも一理はあるのです。株式会社の経営者でいらっしゃるのだったら、それで私がもし取締役だったら、そうですね、社長って言いますよ。だけれども、我々は自治体なのです、一部事務組合という。説明を求められたら説明しないといけない議員なのです、我々は。迷ったら判決もらいましょうよ。そこで万々が一負けでも、ごめんなさい、我々は裁判所に判断を委ねました、材料がありませんでした、その結果、日本の法制度では認められなかったのです、ごめんなさいというふうに住民に謝ろうと私は思います。だけれども、裁判官のかわりになっているいろいろ1週間であつたのです。裁判所は2年使っています。我々が与えられたのは1週間です。1週間の期間で、やれ敗訴が多いとか、そういうことを上辺だけで聞いて、目の前にお金があるということでお金をつかんで、倍取れたのではないですかって言われたときに私は今反論を持ち合わせておりません。

それと、もう一つ、また我々は焼却炉メーカーとつき合わなければいけません。談合したら承知しないぞと、強い意思表示を議会がするべきときではないでしょうか。談合したらあそこの議会は厄介だぞ、弁護士は説得できても、また執行部は説得できても、議会が燃えたぎるぞ、そういう姿勢を見せておけば、万々が一敗訴しても、1億6,000万円、新しい焼却炉の計画で取り返せるのではないのでしょうか。我々は、裁判官と同等の能力がない以上、この手持ちの期間と材料で和解に同意しろというのは、やっぱりこれは無理です。私はこの1週間、一生懸命判例を、全部ではないけれども、8割方打ち出して読んで、弁護士と相談して、何をやっていたかということ、何とか賛成する理由がないか調べていたのです。そのほうが楽です。一旦出てきた議案を潰して、管理者、副管理者の顔を潰したくないです。だけれども、とうとう材料が出てきませんでした。

長くなりましたので、最後に、新しい我々が何年か以内に買う焼却炉で談合を許さないという決意は先ほど申し上げました、そのためにということも。もう一つは、この地域でニュータウン開発はまだまだ続きます。最近もいろんなうわさが流れております、入札をめぐって。断固として談合は許さない、そういう姿勢を我々が、印西が、白井が、栄町が見せるために最後のチャンスですよ。あそこは半額で折り合ったのだ、それでまた、まだ戦っている仲間が10ぐらいの自治体があります。こう

いう仲間たちのために半額の相場をつくってしまうのでしょうか、我々がこの1週間の説明を聞いただけで。私たちにとっても低い相場で和解された事例というのは邪魔だったです、はっきり言って検討しているときに。あるのですよね。日立市と日立造船。何か笑ってしまいますが、低い価格で折り合っているわけです。これはしようがないのですよね。日立を敵に回したら、首長もひとたまりもない。そういうところで低い和解があるのです。はっきり言って迷惑です、我々にとって。これは、古い法格言みたいなことを持ち出すと、また山本はかたいて怒られますが、権利のための誇りある戦い、それができるのは我々政治をやっている人間ではないでしょうか。

最後、最後と言いながら、本当に最後です。菊池弁護士は、勝訴の事案であり、5%の事案と裁判長が言ったと書いてあります。細かいことよりも、ここに戻りませんか。ここまで弁護士が言っているのに半額で折り合うのでしょうか。

以上です。

○議長（多田育民君） 次に、賛成討論の方の発言を求めます。賛成討論の方はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、反対討論の方、ございますか。討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、討論なしと認めてよろしいですか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

議案第3号 訴訟上の和解についてを原案のとおり賛成の方はご起立願います。  
（起立なし）

○議長（多田育民君） 賛成者はございませんか。賛成者なしと認めてよろしいですね。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） よって、議案第3号は否決されました。  
休憩しますか。

○7番（山本 清君） 修正を出しますので、休憩をお願いします。

○議長（多田育民君） では、30分まで休憩します。

（午後 4時20分）

---

○議長（多田育民君） 定刻となりましたので、会議を再開します。

（午後 4時30分）

---

#### ◎議案第4号及び議案第5号

○議長（多田育民君） 日程第8、議案第4号 平成24年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）について及び日程第9、議案第5号 平成24年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

両案は、相互に関連する補正予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 異議なしと認めます。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第4号 平成24年度一般会計補正予算（第2号）及び議案第5号 平成24年度墓地事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,703万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億6,553万2,000円とするものでございます。今回の補正内容ですが、印西クリーンセンター機器等詳細調査業務、次期中間処理施設整備事業用地検討業務及び印

西クリーンセンター3号炉損害賠償請求事件の和解に関連する所要額を新たに計上したほか、現計画による次期中間処理施設整備関連予算の執行年度の変更による減、各事業の決算見込みや入札差金などによる補正をお願いするものでございます。

続きまして、墓地事業特別会計補正予算ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ638万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億707万6,000円とするものでございます。今回の補正内容ですが、職員人件費の減などによる補正をお願いするものでございます。

以上が一般会計補正予算及び墓地事業特別会計補正予算の主な内容でございます。詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） 議案第4号及び第5号につきましてご説明をいたします。

初めに、議案第4号 平成24年度印西地区環境整備事業組一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。補正予算書1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,703万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ32億6,553万2,000円とするものでございます。第2条、継続費の補正、第3条、繰越明許費でございます。

3ページをごらんください。第2表、継続費補正でございます。1、変更及び2、追加につきまして、いずれも次期中間処理施設整備計画に関するものでございます。まず、変更につきましては、基本設計等策定業務、環境影響評価業務でございますが、現在整備計画の代替計画の検討を進めている状況から、平成24年度以降の予算を表記載のとおり変更するものでございます。

次に、追加でございますが、3款衛生費、1項清掃費、次期中間処理施設整備事業用地検討事業でございます。総額699万7,000円、年割額、平成24年度36万7,000円、平成25年度663万円、2カ年の継続事業でございます。次期中間処理施設整備用地の検討を早急に進めるため、新たに計上するものでございます。

4ページをごらんください。第3表、繰越明許費でございます。3款衛生費、1項清掃費、機器等詳細調査事業でございます。印西クリーンセンター機器の調査診断と今後の維持管理修繕計画を早急に策定する必要から、新たに計上するもので、本年度内に支出を終わらない見込みであるため、設定するものでございます。

それでは、歳入につきまして説明をいたします。6ページをごらんください。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、次期中間処理施設整備計画予算の減や契約差金などによる歳出の減額、また繰越金や諸収入の弁償金の増などによる歳入の増額から2億7,337万4,000円の減額補正でございます。

なお、各市町負担金の補正額につきましては説明欄に記載のとおりでございます。また、補正後の負担金内訳につきましては、18ページから19ページの市町負担金に関する調書のとおりでございます。後ほどご確認をお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、印西斎場使用件数の減により186万5,000円の減額補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、次期中間処理施設調査計画費に係る循環型社会形成推進交付金の減などにより4,425万5,000円の減額補正でございます。

3款2項国庫委託金につきましては、指定廃棄物保管業務委託金の増により20万2,000円の増額補正でございます。

4款繰越金、1項繰越金につきましては、平成23年度決算による純繰越金につきまして7,056万7,000円の増額補正でございます。

5款諸収入、2項雑入につきましては、紙類売り払い単価の下落による資源物売り払い代金の減などがある一方、東京電力の損害賠償金及びJFEエンジニアリングからの和解金の増により2億2,169万1,000円の増額補正でございます。以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。7ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費につきましては、246万8,000円の増額補正でございます。1目一般管理費につきましては、現員現給による職員人件費の減がある一方、訴訟事件の和解による訴訟事務等委託料の増から172万

4,000円の増額補正でございます。

2目財産管理費につきましては、庁舎の污水管修繕工事の増から74万4,000円の増額補正でございます。

7ページから9ページにかけてごらんください。3款衛生費、1項清掃費につきましては、1,634万5,000円の減額補正でございます。

1目清掃総務費につきましては、印西クリーンセンター3号炉整備費返還金の増から1億5,314万1,000円の増額補正でございます。

2目塵芥処理費につきましては、次期中間処理施設整備計画関連予算の減、委託料の契約差金などから1億6,052万6,000円の減額補正でございます。

なお、先ほどご説明いたしました継続費及び繰越明許費につきましてはこの科目に計上してございます。継続費につきましては5、施設更新計画費に、繰越明許費につきましては2、印西クリーンセンター施設維持費に記載の予算となります。

9ページになりますが、3目最終処分場費につきましては、委託料の契約差金から896万円の減額補正でございます。

3款2項保健衛生費につきましては、現員現給から職員人件費の減及び委託料の契約差金などから1,315万7,000円の減額補正でございます。

職員人件費の補正予算に係る給与費明細書につきましては、10ページから16ページに記載のとおりでございます。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 平成24年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。予算書1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ638万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億707万6,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。歳入につきましてご説明をいたします。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、歳出では現員現給による職員人件費の減、一方歳入では繰越金の増などから719万4,000円の減額補正でございます。

なお、各市負担金の補正額につきましては説明欄に記載のとおりでございます。また、補正後の負担金内訳につきましては、12ページの市負担金に関する調書のとおりでございます。後ほどご確認をお願いしたいと存じます。

3款繰越金、1項繰越金につきましては、平成23年度決算による純繰越金につきまして81万4,000円の増額補正でございます。以上が歳入の補正でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。5ページをごらんください。1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、現員現給による職員人件費の減などから638万円の減額補正でございます。

職員人件費の補正予算に係る給与費明細書につきましては、6ページから11ページに記載のとおりでございます。以上が墓地事業特別会計補正予算でございます。

これで補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（多田育民君） ありがとうございます。以上で提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

なお、議案第4号 平成24年度印西地区環境整備事業組一般会計補正予算（第2号）につきましては、7番、山本清議員ほか2名より修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とします。

お手元に配付しております議案第4号 平成24年度印西地区環境整備事業組一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議について、提出者の説明を求めます。

7番、山本清議員。

○7番（山本 清君） 休憩前に本議会で否決されました議案第3号 訴訟上の和解について、この否決に伴い、予算を修正する必要が生じました。もとの予算書をお開きください。この6ページの1

番下、5款諸収入、2項雑入のところの一番下、損害賠償請求事件和解金、これは和解は先ほどしないことになりましたので、歳入には入らないということが一点です。

もう一点が次のページ、7ページです。7ページの2款総務費、1項事務管理費の中の1目一般管理費、これも一番下ですね。委託料の中の訴訟事務委託料、これは和解に伴う弁護士に対する報酬額ですが、1,050万3,000円、これも和解をしないということで、ここから削除するという必要が生じております。この2点をさわったところ、修正動議とともに配ったこの修正の表のように予算が変更されております。よろしくご検討ください。

○議長（多田育民君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○7番（山本 清君） 済みません。

○議長（多田育民君） 山本清議員。

○7番（山本 清君） 1カ所忘れまして。申しわけありません。7ページの3款衛生費、1項清掃費のところの一番右の説明というところで、2の清掃事務費というところがあります。1億5,105万7,000円、ここも返還などの必要がなくなりましたので、この2の清掃事務費、今の金額を丸ごと削除ということになります。失礼いたしました。

○議長（多田育民君） それでよろしいですか。

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑なしと認めます。

これより議案第4号 平成24年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）及び修正案についての討論を行います。

まず、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。発言者の方、先ほど反対をされた方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 最後に、修正案に賛成者の発言を許します。どなたか討論の方、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、これで討論を終わります。

これより議案第4号及び議案第5号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第4号、本案に対する7番、山本清議員から提出されました修正案について、賛成の方はご起立を願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

よって、議案第4号は可決をされました。

それでは、議案第5号について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

よって、議案第5号は可決されました。



◎議案第6号及び議案第7号

○議長（多田育民君） 日程第10、議案第6号 平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について及び日程第11、議案第7号 平成25年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてを議題といたします。

両案は、相互に関連する当初予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 異議なしと認めます。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第6号、平成25年度一般会計予算及び議案第7号、平成25年度墓地事業特別会計予算について、提案理由及び予算概要をご説明いたします。

初めに、一般会計についてご説明いたします。一般会計の歳入歳出予算の総額は30億5,234万6,000円とするものです。

平成25年度の主な事業を申し上げます。3款1項清掃費では、ごみ処理基本計画策定事業、印西クリーンセンター施設維持事業、ごみ減量化・資源化事業、次期中間処理施設整備事業、放射能対策事業、処理困難物ストックヤード事業、3款2項保健衛生費では、温水センター施設維持事業、平岡自然公園除染事業などを予定しております。

なお、次期中間処理施設整備事業につきましては、事業用地検討に関する経費及び環境影響評価に係る経費を計上したところでございます。

また、平岡自然公園では、印西市除染計画に則り、公園内多目的広場等の放射能除染費などを計上しております。

続きまして、墓地事業特別会計予算についてご説明いたします。墓地事業特別会計歳入歳出予算の総額は1億7,727万7,000円とするものです。平成25年度印西霊園の募集受け付けにつきましては、5月からを予定しております。

以上、平成25年度予算の概要でございます。詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田育民君） ありがとうございます。

---

◎会議時間の延長

○議長（多田育民君） あらかじめ申し上げておきます。

本日の会議時間は延長させていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） 議案第6号及び議案第7号につきましてご説明をいたします。

初めに、議案第6号 平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算につきましてご説明をいたします。予算書1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億5,234万6,000円とするものでございます。第2条、継続費につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。第3条につきましては、一時借入金の最高額、第4条につきましては、歳出予算の流用について定めるものでございます。

4ページをごらんください。第2表、継続費でございます。3款衛生費、1項清掃費、次期中間処理施設環境影響評価事業につきまして、総額2億353万5,000円、年割額、平成25年度40万9,000円、平成26年度1億1,886万4,000円、平成27年度7,388万3,000円、平成28年度1,037万9,000円、4カ年の継続費でございます。

次に、6ページをごらんください。歳入につきましてご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項負担金の市町負担金につきましては、対前年度比1億8,194万9,000円減の26億2,402万1,000円を計上しております。

各市町の負担金額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。また、負担金の内訳につきましては、34ページから35ページの市町負担金に関する調書のとおりでございますので、後ほどごらんくださるようお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、平成24年度の実績見込みから印西斎場などの使用件数の増を見込み、対前年度比108万8,000円増の6,853万8,000円を計上しております。

2項手数料につきましては、平成24年度の実績見込みから印西クリーンセンターへ搬入される事業系ごみ量の増を見込み、対前年度比2,099万5,000円増の2億6,515万円を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫支出金につきましては、白井清掃センター跡地に建設する処理困難物ストックヤードに係る交付金374万円、次期中間処理施設環境影響評価事業に係る交付金162万円、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金122万6,000円、平岡自然公園の除染に係る放射線量低減化対策特別緊急事業費補助金3,057万6,000円、対前年度比831万9,000円減の3,716万2,000円を計上しております。

4款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の300万円を計上しております。

5款諸収入、1項組合預金利子につきましては、1,000円を計上しております。

次に、2項雑入につきましては、資源物売り払い代金などの減により対前年度比2,517万2,000円減の5,447万4,000円を計上しております。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。8ページをごらんください。1款議会費、1項議会費につきましては、議員10名分の人件費、定例議会の議会運営費など、対前年度比9万6,000円増の101万2,000円を計上しております。

8ページから11ページにかけてごらんください。2款総務費、1項総務管理費につきましては、特別職人件費、総務部門に係る7名分の職員人件費、庁舎管理費など、対前年度比876万8,000円減の9,786万6,000円を計上しております。減額の主な原因は、職員人件費の減でございます。

2項監査委員費につきましては、監査委員人件費、監査事務費としまして、対前年度比5,000円増の7万1,000円を計上しております。

11ページから19ページにかけてごらんください。3款衛生費、1項清掃費につきましては、ごみ処理関係職員15名分の職員人件費、清掃事務費、印西クリーンセンター運転管理費、施設維持費、収集運搬費、施設更新計画費、ごみ減量化・資源化推進費、放射能対策費、処理困難物ストックヤード事業費、最終処分場埋め立て管理費など、対前年度比3,772万9,000円減の20億713万8,000円を計上しております。減額の主な要因は、1目清掃総務費でごみ処理基本計画改定業務委託料の新規計上などの増がある一方、2目塵芥処理費につきましては、印西クリーンセンター施設修繕料の減、委託料の減によるものでございます。

17ページから19ページにかけましてごらんください。3目最終処分場費につきましては、放射能対策費に焼却灰置き場新設工事費を計上したことによる増でございます。なお、平成24年度につきましては、補正予算により対応したところでございます。

19ページから22ページにかけてごらんください。3款2項保健衛生費につきましては、温水センター管理費、平岡関係職員4名分の人件費、印西斎場管理費、平岡自然の家管理費、放射能対策費など対前年度比8,246万6,000円増の4億3,231万4,000円を計上しております。増額の主な要因は、1目余熱利用施設費で施設修繕料の増、5目環境衛生費の平岡自然の家管理費でグラウンド芝生化工事及び放射能対策費の増などによるものでございます。

次に、23ページをごらんください。4款公債費、1項公債費につきましては、対前年度比2億2,945万1,000円減の5億394万5,000円を計上しております。温水センター整備に要した起債元利償還金の終了、印西クリーンセンター3号炉整備及びダイオキシン対策整備に要した起債元利償還金の一部が終了したことなどによるものでございます。

次に、5款予備費、1項予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

また、職員人件費に係る給与費明細書につきましては24ページから30ページに、継続費、債務負担行為及び地方債に関する調書は31ページから33ページに記載のとおりでございます。以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号 平成25年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算につきましてご説明をいたします。36ページをごらんください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,727万7,000円と定めるものでございます。

39ページをごらんください。歳入につきましてご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、対前年度比456万4,000円減の1億3,161万2,000円を計上しております。

各市の負担金額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。負担金の内訳につきましては、49ページの市負担金に関する調書のとおりでございますので、こちらにつきましては後ほどご確認をお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、墓地第2期120基分の墓所使用料と1,340基分の管理料を見込み、対前年度比3,161万5,000円減の4,559万1,000円を計上しております。

3款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

4款諸収入、1項組合預金利子につきましては、1,000円を計上しております。

2項雑入につきましては、7万2,000円を計上しております。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。40ページから41ページをごらんください。1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、対前年度比3,849万6,000円減の6,392万2,000円を計上しております。減額の主な要因は、墓地使用料収入を構成市へ返還する精算金の減、職員人件費の減によるものでございます。

次に、2款公債費、1項公債費につきましては、平成21年度に借り入れた起債の元利償還開始などにより対前年度比231万7,000円増の1億1,335万5,000円を計上しております。

また、職員人件費に係る給与費明細書につきましては42ページから47ページに、地方債に関する調書は48ページに記載のとおりでございます。墓地事業特別会計予算につきましては以上でございます。

これで平成25年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（多田育民君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑に当たりましては、総括事項についての前もっての質問がありませんでしたので、個別事項の質疑に入ります。

質疑は分割して行います。また、予算書のページを述べてからお願いをいたします。

初めに、歳入について、予算書、一般会計の6ページ、7ページ及び墓地事業特別会計の39ページの質疑を行います。

おわかりいただけますでしょうか。予算書、一般会計は6ページ、7ページ、歳入であります。墓地事業特別会計は39ページ、歳入であります。質疑はありませんか。

松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 1点だけお聞きいたします。

7ページの雑入のところなのですが、地域エネルギー有効活用に関する蒸気料金でございます。昨年度2,825万2,000円を計上していらっしゃるわけなのですが、昨年度を調べて忘れてしまったのですが、増加しているのかどうか、そういったところがわかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） こちらにつきましては、前年度から比較しますと186万円の減となっております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） この蒸気料金は、熱供給会社のほうに支払っていらっしゃるのだと思うのですが、186万円の減ということなのですが、これはその蒸気を利用するところが減ったということになりますでしょうか。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） この積算につきましては、24年度の実績をもとに算出しておりますが、24年度についても23年度と比較すると減少しているということで、この額を

25年度として計上させていただきました。

○議長（多田育民君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、歳出について、一般会計の1款及び2款、予算書の8ページから11ページにかけての質疑を行います。

歳出については、一般会計の1款及び2款、予算書で8ページから11ページまでということをお願いをします。質疑はありませんか。

軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 11ページで1点確認をしておきたいのですけれども、さっき説明があったかかもしれませんが、ちょっと忘れてしまったので、11ページの一番下、衛生費、清掃総務費の委託料、ごみ処理基本計画改定業務委託料300万円とありますけれども、この内訳を教えてください。それから、もう一個、その上にある印西地区ごみ処理基本計画検討委員報酬、87万5,000円とありますが、これは何回分を予定されているのかもあわせてお聞きします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 委託料につきましては、現時点ではコンサルタントへの委託料ということで300万円計上させていただいております。また、印西地区ごみ処理基本計画検討委員の報酬につきましては7回ということで計上させていただいております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） そうすると、ごみ処理基本計画の検討委員会の報酬は7回ということは、平成25年度においては7回予定しているという認識で間違いないのか及びコンサルタントへの委託料300万円というのは、この300万円をもとにコンサルタントをどのように選ぶつもりなのかをお聞かせください。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 委託料につきましては、提案型と、あと一般競争入札等の方法があるかと思いますが、現時点では一般競争入札で行いたいというふうを考えております。また、ごみ処理基本計画につきましては、内容的には25年中にまとめ上げたいというふうに、早期に対応をまとめるというようなことで現時点では考えて24年度から作業を進めていますので、内容的には回数は7回と予定しております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） その7回のほうはわかりました。回数が必要であれば補正でも出せばいいのかなと思いつつ聞いていたのですけれども、気になっているのがコンサルタントへの委託料300万円で、今のお話ですと、プロポーザルなのか一般競争入札なのかと言われると、一般競争入札を考えているということですが、これこそまさにプロポーザルで提案型にしてもらって、組合のほうでも検討する、あるいは市民のほうにも提示するといったようなことが必要なのではないかなと思いつつありますが、その辺の配慮はされるのですか。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 予算計上の前においては、そのような議論、検討を構成市町も含めて検討してございます。しかしながら、ごみ処理基本計画においては、あえて積極的にプロポーザルの手法をとらなくても、組合あるいは関係市町の職員の助言等があれば一般競争入札で対応できるのではないかなというふうなことで現時点では考えております。

○議長（多田育民君） ほかの議員の方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは次に、一般会計の3款1項、予算書の11ページから19ページにかけての質疑をお願いします。

岩崎議員。

○1番（岩崎成子君） それでは、19ページをお願いいたします。最終処分場費の中で、ちょっと真

ん中より下のところ、工事請負費で、放射能対策費だと思うのですけれども、焼却灰置き場新設工事がございます。この内容について詳しくご説明をお願いいたします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） こちらの対象につきましては、飛灰、主灰とございますが、8,000を下回っている飛灰の処分でございます。国で示された処分方法に基づきまして、それよりも安全な方法をもって埋め立てるための工事でございます。24年度につきましては補正ということで対応させていただきましたが、25年度につきましては当初で計上させていただいております。外部から土を購入しまして、それに基づいてフレコンをつくりまして、それで囲った中に工場内で発生した飛灰を詰めたフレコンを入れて、上下にふたをして覆土をするというような工事でございます。現在処分場では、3回分の工事約20ベース分の工事が終わりました、25年度では約20基分のスペースを見込む工事費でございます。

○議長（多田育民君） 藤代議員。

○9番（藤代武雄君） ただいまの最終処分場の工事関係に関連するのですが、地元では大変不安を持っている。工事方法についても、地元から説明、また最終処分場の境界地でしょうかね、その辺の管理等についてもいろんな要望があったと思うのですが、今の工事内容だとか手法等については、地元の区長さんを初めとした方々とは協議されたのかどうか、またこれは来年度のようですが、事前に来年度もこのようにするという説明をされているかどうか、確認ということでお聞きをいたします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現在の手法になったのは、ちょうど去年の3月に現地説明会をさせていただきまして、その中で正副に出ていただいて地域説明を行った中でおおむね了解しようという方法で埋め立てをしております。ちょうど1年たつということで、組合では今までの工事方法、今後の工事方法についても地域での説明会を現時点で考えております。放射能の飛灰の数値につきましては、皆様のお手元にも毎月資料をお送りしておりますが、2,000を切って、かなり数値的には落ちてきております。しかしながら、国のガイドラインでは、飛灰についてはより安全な方法をとれというようなことで示されておりますので、現在では千五、六百というところまで来ておりますが、国の安全の方針が変わらない限りは、より安全な方法で組合では埋め立て処分を続けるというようなことで考えております。説明会につきましては、またこの3月の広報に掲載予定でございますが、処分場は25年度で当初の利用期間が終了しますので、その延命化に基づく説明会も3月に予定してございます。また、それとあわせて、先ほど言いましたように、埋め立て方法についても地区ごとに区長さんにはお話をさせていただいております。地区ごとの説明会は、期日はまだ具体的にはなっておりませんが、延命化については3月23日の土曜日10時からを予定してございます。もう既に広報原稿も構成市町の広報に載せていただくような形をとっておりますので、その中で限定された地域ということではなく、印西地区管内全ての方に来ていただいて説明をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） それでは、15ページの施設更新計画費につきましてお聞きいたします。

まず、委託料のところの次期中間処理施設環境影響評価業務委託料なのですが、40万9,000円上げられておまして、今後継続してということなのだと思いますが、今現在候補地が確定していない中でのこの環境影響評価業務委託料はどのように使われていくのかということが1点、それからその次の欄の次期中間処理施設整備事業用地検討業務委託料、これは前回と同様、コンサルタントに委託して、コンサルタントが主導で同じようにやっていかれるのかどうか、これについてお聞きします。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 最初の環境影響評価につきましては、24年、25年の継続で用地取得を進めるということで予算のほうもお願いしております。その中で、用地が早期に決定した場合は即環境影響評価の調査に入れるようにするというを目的として予算計上させていただいております。また、次の用地検討業務委託料につきましては、今回は公募という形、また公募

を自薦、他薦も含めてというようなことで今考えておりますが、そちらについての技術的支援を目途としまして、委託料をコンサルタント料ということで計上させていただいております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 上の環境影響評価業務につきましては、確定した場合に即取りかかれるということで了解いたしました。その次、これはコンサルタントを公募されるということなのですが、前のときにはコンサルタント業者さんがいらしたわけなのですが、広く公募ということで、どの範囲まで呼びかけて、どういう形で公募されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 私の説明足らずで申しわけございません。用地のほうは公募で、業者については入札ということで、申しわけございませんでした。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今松尾さんがまさにおっしゃったところなのですが、松尾さんが今おっしゃった部分についてお聞きしたいのですが、663万円の検討業務委託料、用地と、それからコンサルタント、別々だという話が今工場長からありましたけれども、この663万円の内訳というのはどうなっているのでしょうか。それと、その上のほうに同じく次期中間処理施設整備事業用地検討委員報酬というのがありますが、先ほどのごみ処理基本計画の委員と同じく、これは何回分を予定されているのかをお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、先ほどから岩崎議員、藤代議員がお聞きしていた19ページの一歩下、工事請負費、焼却灰置き場新設工事ということですが、こう書いてあると、何か新しくつくるというイメージだったので、今皆さんがごらんになっている資料ではなくて、その前に議員に対しての当初予算案の概要をいただいている、この当初予算案の概要を見ていると、ここには灰置き場新設工事（3期）と書いてあるのです。3期ということは、2期目は平成24年、先ほどの補正でやったということだと思いますけれども、1期が平成24年の3月に行ったということであれば、私は付き添って見に行かせてもらったことがあるのですが、うまく言葉では言えないのですが、最終処分場の中の用地の上にフレコンバッグが山積みにしてあって、それで土のうをいっぱい積んであって、それがそのまま第1期の工事だったのか、それともそれとは別にほかに特殊な工事を。私が見に行ったのは7月ぐらいだったと思いますけれども、それをそのまま1期、2期、そして今回3期ということでやるのかどうかを確認したいと思います。

以上、3点お聞きします。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） まず、施設更新費の更新計画費の次期中間処理施設用地検討業務委託料の内訳ということでございますが、これにつきましては、先ほど入れていただきました補正予算の中で継続費を組んでおりまして、24年度、25年度の合計で699万7,000円ということで合計額を見込んでおります。この内訳でございますけれども、基本的にはコンサルタントへの委託料ということで、この用地選定業務に係る技術的あるいは専門的な知識をコンサルタントに委託し、まとめていく計画でございます。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 処分場での工事関係についてお答えいたします。

1期、2期、3期という捉え方が私どもの表記ですと3期ということになっておりますが、その1期の中で7つのブロックをつくっております、1カ所につき128個のフレコンを埋め立てすることができるような幅となっております。そちらについて、25年度は3工事を行うというような予算計上でございます。23年、24年につきましては、3期分というようなことで工事を実施してございます。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） 用地検討委員会の報酬の回数でございますけれども、1年間で10回を予定しているものでございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） では、順番に聞きますけれども、まず平成24年度の補正からの継続費で699万

7,000円だということですがけれども、この699万7,000円の全部コンサルではないと思うのですが、コンサルに幾ら払われるのか、そしてそのコンサルは、先ほどと同じような質問になるのですが、このコンサルを選ぶに当たって、一般競争入札なのか、それともプロポーザルなのか、その辺はいかがでしょうか。

それから、2番目、今10回検討委員会を開催するというふうにおっしゃっていましたがけれども、その10回というのは、平成25年度が10回であって、平成24年度の補正予算があったと思いますが、平成24年の例えば2月、3月ぐらいからもう始めるという考え方で、1年間ぐらいを通して、今ぐらいからだと12回とか13回やるようなイメージで捉えていいのかどうか、つまり月に1回ぐらいやっただくと考えていいのかどうかを確認します。

それから、最後、放射能対策費の焼却灰置き場新設工事ということについては、7つのブロックを128掛ける3段でつくっていくということですが、改めて今回この7,317万2,000円で3回分行うということですか。これは何回分を想定しているのかをお聞きして終わります。

○議長（多田育民君） 高橋主幹。

○印西クリーンセンター主幹（高橋康夫君） まず、次期中間処理施設用地の検討の委託料でございますけれども、これにつきましては全てコンサルタントへの委託料でございます。また、業者の選定につきましては指名競争入札を考えております。

それから、委員の報酬でございますけれども、24年度、25年度継続して行うものでございますが、24年度内については公募の住民委員の選定という作業がございますので、実質委員会を開始できるのは25年度からということで考えております。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 処分場の灰の関係ですが、先ほども言ったように、1つのセルで128個、それが7つということで1つの工事はやっておりますが、1つの塊が埋まるまでのフレコンがたまるのが約1カ月ほどかかりますので、一遍につくりますと、最後まで行くというのは結構長期にわたると。また、つくったものの安全性とか形状を確保するためにも、分割して工事をしなければ飛灰の搬入自体がなかなか困難なことから、分けて工事を予定しております。

○議長（多田育民君） 岩崎委員。

○1番（岩崎成子君） 19ページをお願いいたします。主な事業の中で新規、また最終処分場のところなのですが、説明願います。シート間現況調査業務委託料498万8,000円、そのちょっと下に高圧ケーブル更新工事、これが新規の事業として上がっておりますけれども、説明のほうをお願いいたします。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 処分場のシート間現況調査業務委託料ということで、のり面の劣化と遮水シートということで実施するものでございます。シート間につきましては、埋立地の底部のシート間の水の水質の調査ということで、3年計画で行うもので、25年が初年度ということで、25年が実施計画、26年に調査、27年に排水関係の対策というようなことで考えております。また、高圧ケーブルの更新工事につきましては、高圧交流負荷開閉器及びケーブルの交換ということで、耐用年数が高圧交流負荷開閉器は10年、ケーブルについては15年から30年ということで、もう既に耐用年数の時期に来ているということで交換するものでございます。

○議長（多田育民君） 秋本議員。

○4番（秋本享志君） 温水センターの管理費の中に、19ページの主な事業の中で3款2項、温水センターのプール内面……

○議長（多田育民君） 19ページの温水センターはその次に聞きますから、次をお願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、一般会計の3款2項、温水センターのところですね。予算書の19ページから22ページにかけて及び墓地事業特別会計の1款、墓地事業のほうは予算書の40ページから41ページにかけての質疑を

行います。

それでは、秋本議員、どうぞ。

○4番（秋本享志君） 19ページの温水センター管理費、この主な事業を見ると、プール内面修繕で1,100万円ちょっとの予算があるのですけれども、この中に入っているのですかね。

○議長（多田育民君） 中澤工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） プールの塗装が剥がれて水面上に浮いたりとか、あとは水泳教室だとか泳ぐ最中に剥離したものが接触してちょっと痛い思いをすとかという苦情が今年度出まして、当初予算になかったのですが、けがとか利用者に非常に影響があるということで、執行残の中でプールの塗装を全部剥がして、今は塗装していない状態で利用していただいております。監視する中で、塗装をしていないと、利用している人をなかなか見るのが難しいというような状況もありまして、どういうふうに塗装すべきかということも検討しまして、塗装すれば、いつかは薄くなって剥がれるというような状況ということも聞いていますので、ラバーを張るだとかいろんな方法を今検討しまして、現時点では、単純に塗るということではなくて、もう少し長期的に対応できる方法ということで、この予算を計上させていただいております。

○議長（多田育民君） 秋本議員。

○4番（秋本享志君） もう一つ、その主な事業で、プールなのですけれども、設備の定期補修ですか、これをやっているみたいなのですが、どういう内容でやっていますか。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） プールの設備定期補修ということで、空調、あと給排水衛生設備、ろ過受変電設備、照明設備等の修理、更新を予定しております。

○議長（多田育民君） 秋本議員。

○4番（秋本享志君） この工事で安全対策はどのようになさっていますか。

○議長（多田育民君） 工場長。

○印西クリーンセンター工場長（中澤寿司君） 現在プールとは毎月お互いに意見交換とか提案、あるいはこちらからの要望等を行う定期的な会議を行っております。苦情だとかアンケートだとかプール自体でとっておりますので、そちらも分析して、少しでもけががないようにとか、あとは快適に利用していただけるような形で検討しております。それに合わせた来年度の当初予算を組ませていただいております。

○議長（多田育民君） 岩崎議員。

○1番（岩崎成子君） 22ページをお願いいたします。平岡自然の家事業ということで、グラウンドの芝生化工事で1,576万円予算がございますけれども、この内容についてお伺いいたします。それから、いつごろその工事をなさって終了という形の踏み込んだところまでお願いいたします。

○議長（多田育民君） 武藤課長。

○平岡自然公園事業推進課長（武藤秀敏君） それでは、グラウンドの芝生整備についてご説明をします。このグラウンドの芝生工事につきましては、22ページの一番下ですが、工事請負費の中で除染工事費ということで予算計上しております。この中は、自然の家の多目的広場と、それからグラウンドについて、放射エネルギーが高いものですから、その除染対策を行うこと。それにあわせて利用促進を促すために、除染対策をした後に芝張り業務を行うことで経費が安くなりますので、あわせて実施をします。ただ、この下の除染工事につきましては国の補助対象ということで、项目的には別項目で予算計上はしてあります。工事自体は、経費削減という意味から一括して工事発注という形を考えております。それから、工事時期につきましては、コンサルを含めて検討はするのですが、夏休み期間にグラウンドについては利用者が多うございますので、その時期を外して工事をしたほうが良いというふうに考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 私もこの22ページのグラウンド芝生化工事についてお聞きしたかったのですが、かねてここのグラウンドは、岩瀬砂といいましょうかね、子供たちが使ったときに危険ではないかというような声が出ておりました。それで、今回のこの芝生はこのグラウンド全面が芝生になる



のかどうか、これをちょっと確認したいと思います。

○議長（多田育民君） 武藤課長。

○平岡自然公園事業推進課長（武藤秀敏君） 芝生化の範囲でございますが、十分検討はするのですが、現状考えておりますのは、白線から約2メートル外側の範囲まで張ろうという形で考えております。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） そうしますと、全面ではなくて、サッカーとかラグビーができる範囲を見越してということなのですが、こここのところの確認なのですが、今現状のグラウンド面はどういうふうになっておりますでしょうか。そこの前に岩瀬砂であった部分、ちょっとけがが多いというふうな声が出ていたのですが、今現状は、芝生を今回張らないサッカーとかラグビーとか行われる部分、その表面はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（多田育民君） 武藤課長。

○平岡自然公園事業推進課長（武藤秀敏君） 議員おっしゃるとおり、今は全面的に岩瀬砂という小さい石のようなもの、全てその岩瀬砂でやっておりますので、当然転んだときにはすり傷とかを負うという現状でございます。

○議長（多田育民君） 松尾議員。

○3番（松尾榮子君） そうしましたら、この放射能の除染工事でございますが、それにあわせて例えば表面だけは何かということではできないものでしょうか。

○議長（多田育民君） 武藤課長。

○平岡自然公園事業推進課長（武藤秀敏君） グラウンドについても放射能の測定をしております、基準値を若干上回っておりますので、対策としては、表面を一般的には5センチとか10センチ削って、その状態からもう一度若干砂を入れて芝生を張ってという形で考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今の松尾議員、それから岩崎議員の質問の続きなのですが、そもそもよくわかっていないのが、22ページ、放射能対策費、3,057万6,000円上がっていますね。これは、全額国庫補助金がおきてきて、つまり環境整備事業組合としては持ち出しなしで全部やるような事業になると思うのですが、当初議員に配られた当初予算案の概要を見ると、グラウンド及び多目的広場除染工事をやるよと書いていますけれども、そこだけで工事請負費は2,563万円もかかるものなのですか。先ほど松尾議員がおっしゃったように、ここはざらざらした砂、岩瀬砂というのですか、それがずっと敷いてあって、放射能の線量計ではかると0.23マイクロシーベルトを上回るような数値が出ていて、それに対して組合のほうで申請して補助金がおきてくると、こういうふうになっているというのはわかるのですが、そこだけでこの2,563万円かかるのか、今申し上げたグラウンド及び多目的広場以外にこの経費というのかかるのかどうか、それを確認したいなというふうに思います。それから、コンサルを入れて云々と今おっしゃっていましたが、工事請負費とコンサルというのは別ですよ。そこが見えないので、その辺もはっきりしていただきたいのと、上のグラウンド芝生化工事というのは、今課長のほうでご説明があったように、岩瀬砂を取った後に芝生化工事をするという、そういう考え方でいいのかどうかをもう一度確認します。

○議長（多田育民君） 武藤課長。

○平岡自然公園事業推進課長（武藤秀敏君） この工事請負費で2,563万円ございますが、この内容としましては、グラウンドの全面的な除染対策、これは端まで含めた全面的な除染対策です。それと、多目的広場、それから林の中でキャンプのテントが張れる部分が若干ありますので、その部分については子供たちが利用する部分ということで、そのエリアについて全面的な除染対策です。国のほうから、これに係るコンサル費用、それから除染対策費、これについて全て補助対象になるということをお聞きしております。それから、芝生化につきましては補助対象には入りませんということで別に計上しております。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番(軍司俊紀君) ということは、ここに書いてあるとおり、グラウンド及び多目的広場だけではなく、多目的広場に含まれるのかな、バーベキュー場とか一部林の中とか、数値が高いところは国のほうからの補助金が出てくる放射能除染工事ですという認識で間違いないのかを確認したいと思います。それから、グラウンドの芝生化工事についてなのですけども、全体の流れというか、期間的なもの、どのぐらいの期間で工事を終わらせる予定なのか、大体で構わないのですけども、何カ月ぐらいかかる予定なのか、その辺がわかれば教えてください。

○議長(多田育民君) 武藤課長。

○平岡自然公園事業推進課長(武藤秀敏君) 期間につきましては、来年度コンサルを交えて具体的に協議しないと何とも言えないのですが、大体3カ月程度あれば入れかえについては終わるのかなというふうに考えます。ただ、グラウンドについては、先ほど申しましたとおり、除染対策が終わった後に芝生を張りますので、その養生期間というのを十分とらないと利用してすぐめくってしまうこともありますので、その養生期間等につきましては十分今後協議して行いたいと思います。

以上でございます。

○議長(多田育民君) 軍司議員。

○6番(軍司俊紀君) 最後ですけども、3カ月程度かかるというのはわかりました。ただ、この平岡自然公園の多目的広場、グラウンドを初め数値が高いというのは、私のところに利用者のほうから苦情が来ているので、できるだけ早くやっていただきたいなというふうに考えています。3カ月程度かかるのであれば、新年度明けたらすぐコンサルを呼んでやってもらって、3カ月ですと、4、5、6ですから、7月の一番使うシーズンあたりからもう芝生を張って行って、順番に敷地を開放していくというふうにしてやっていただければなというふうに思います。コンサルを交えてというお話がありましたので、もう一度確認しますけれども、コンサルというのは大体目星がついているのか、それともまたこれも一般競争入札等で探していくのか、その辺を聞いて終わります。

○議長(多田育民君) 武藤課長。

○平岡自然公園事業推進課長(武藤秀敏君) コンサルにつきましては、特にこの業者というのは決定しておりません。これについて入札で決定をしたいというふうに考えております。それから、期間につきましては、4月早々から始められれば一番ベターでございますが、補助申請が、印西市のほうに確認しましたところ、この2月末までに国のほうに直接補助申請を出して、その許可がおりるのが大体4月の10日とか4月いっぱいには許可がおりるということになります。そこからコンサルの手続をしまして、大体220カ所ぐらいメッシュ状にして、そこを全て測定をしないといけないということがありますので、コンサルを決定した後、打ち合わせをして、その測定をコンサルを交えて実施をします。4月から始めて、6月、7月ぐらいまではその測定業務に追われてしまうのかなと。そうしますと、夏場は、多目的広場、それからグラウンドについては利用頻度が高いものですから、その利用頻度が高いときにあえて工事をすべきかということを考えますと、そこは避けて通ったほうがいいのかなと。そうしますと、大体秋口以降から冬場にかけて、利用が少ない期間に工事をするのが一番適切ではないかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長(多田育民君) 藤代議員。

○9番(藤代武雄君) グラウンドの芝生化のことに1点だけ申し上げておきたいと思うのですが、芝生化については今、鳥取方式とか、いろいろな芝生化についてのやり方があります。特に利用者の方が多いということがありましたけれども、利用者の方々の中でも利用方法によって芝生化に対する考え方が違うのです。ですので、コンサルに頼むだけではなくて、具体的にいろんな競技をやっている方々と十分打ち合わせをして、そしてこれから毎年毎年修繕とか修理したりとかではなくて、我々の考えている芝生、ただ張ってあって、それがきれいになって草も取っているというような考え方の芝生化とはまた違った芝生化もありますので、その辺については広く調査研究をしながら利用者とともに詰めてください。そういう考え方を持っているかどうかお聞きします。

○議長(多田育民君) 武藤課長。

○平岡自然公園事業推進課長(武藤秀敏君) 今おっしゃられたとおり、芝生についてもさまざまな

種類がございます。12月ぐらいでしょうか、印西市の議員の方が見えられて、幾つか芝の種類というのもお聞きしましたので、その芝の種類については十分検討して、一番利用しやすいような形、それから管理しやすいような芝生にしたいというふうに考えております。

○議長（多田育民君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑の途中ですけれども、少々休憩します。  
再開は6時5分です。

（午後 5時55分）

---

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 6時05分）

---

○議長（多田育民君） 最後に、一般会計の4款、5款及び調書、予算書の23ページから35ページまで並びに墓地事業特別会計の2款及び調書、予算書の41ページから49ページまでの質疑を行います。要するに最後まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 質疑なしと認めてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑なしと認めます。

これで一般会計及び墓地事業特別会計予算の全ての質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第6号及び議案第7号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第6号 平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算についてを原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、議案第7号 平成25年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてですが、採決に当たっては、組合規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

議案第7号について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

よって、議案第7号は可決されました。

---

#### ◎発議案第1号

○議長（多田育民君） 日程第12、発議案第1号 印西地区環境整備事業組合議会委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 9番、藤代でございます。ただいま議題となっております発議案第1号 印西地区環境整備事業組合議会委員会条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

制定の趣旨といたしましては、地方自治法第109条の2第1項及び第110条第1項の規定により、議会運営委員会、特別委員会をそれぞれ設置し、組合議会をより円滑かつ効率的に運営するために新たに議会委員会条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、構成市町の議会委員会条例に準じて、議会運営委員会の設置、議会運営委員の定数及び任期、特別委員会の設置と委員の選任、委員長及び副委員長などについて定めるものでございます。なお、条例制定の施行日につきましては公布の日でございます。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 討論なしと認めます。  
これより発議案第1号について採決をいたします。

発議案第1号 印西地区環境整備事業組合議会委員会条例の制定についてを原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。  
よって、発議案第1号は可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました印西地区環境整備事業組合議会委員会条例に基づく議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の委員の選任については、印西地区環境整備事業組合議会委員会条例第1条第2項の規定により、野田泰博議員、松尾榮子議員、秋本享志議員、血脇敏行議員、軍司俊紀議員、山本清議員、藤村勉議員、藤代武雄議員、以上8人を議会運営委員会の委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） したがって、ただいま指名をしました8人の議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（午後 6時13分）

---

○議長（多田育民君） 会議を再開します。

（午後 6時16分）

---

○議長（多田育民君）

休憩中にただいま設置いたしました印西地区環境整備事業組合議会運営委員会の委員長、副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に9番の藤代武雄議員、それから副委員長に野田泰博議員が互選をされましたので、報告をします。ありがとうございました。

次に、ただいま休憩中に藤代議員ほか7人から印西クリーンセンター次期中間処理施設整備等特別委員会設置についての発議案が提出をされました。この発議案は、8人以上の賛成がありますので、成立をいたしました。

本発議案を議題とすることについて採決します。

本採決は、起立によって行います。本発議案を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

したがって、特別委員会の設置についての発議案を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにいたします。

追加日程第2、発議案第2号 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備等特別委員会の設置についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

9番、藤代武雄議員。

○9番（藤代武雄君） 9番、藤代武雄でございます。ただいま議題となっております発議案第2号 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備等特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

現在当組合では、構成市町の一般廃棄物を安全かつ安定的に処理する印西クリーンセンター次期中間処理施設の整備が最重要課題となっております。こうした状況に鑑み、継続的に各課題に対して検討するため、当組合議会に特別委員会を設置することが必要と考え、委員会条例第4条の規定に基づき提案するものであります。特別委員会の設置の目的は、ごみ処理基本計画、次期施設の用地選定、施設内容及びその整備に必要な事項、最終処分場のあり方などの調査研究を行うものであります。

なお、特別委員会の名称は印西クリーンセンター次期中間処理施設整備等特別委員会とし、設置期間は平成25年2月7日から平成27年3月31日までとし、委員の定数は10人、委員の任期は関係市町の議員の任期と同じであります。また、本委員会は議会の閉会中もなお継続して調査研究することができるものとするものでございます。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第2号 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備等特別委員会の設置についてを採決します。

発議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました印西クリーンセンター次期中間処理施設整備等特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 委員については、組合議員全員であります。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） したがって、ただいま指名をいたしました10人の議員を印西クリーンセンター次期中間処理施設整備等特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（午後 6時21分）

○議長（多田育民君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 6時25分）

---

○議長（多田育民君） 休憩中にただいま設置いたしました印西クリーンセンター次期中間処理施設整備等特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に血脇敏行議員、副委員長に山本清議員が互選されましたので、報告します。

次に、ただいま休憩中に藤代議員ほか7人から印西地区環境整備事業組合議会会議規則の制定についての発議案が提出されました。この発議案は、2名以上の賛成がありますので、成立をいたしました。

本議案を議題とすることについて採決します。

本採決は、起立によって行います。本発議案を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員であります。

したがいまして、印西地区環境整備事業組合議会会議規則の制定についての発議案を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることは可決されました。

追加日程第3、発議案第3号 印西地区環境整備事業組合議会会議規則の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤代議員。

○9番（藤代武雄君） 9番、藤代でございます。ただいま議題となっております発議案第3号 印西地区環境整備事業組合議会会議規則の全部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

改正の趣旨といたしましては、先ほどご審議いただきました組合議会委員会条例の施行に伴い、委員会の運営に関する事項を加え、あわせて平成24年9月の地方自治法の一部改正による本会議における公聴会、参考人制度の導入等に係る条文を加えて改正を行うものでございます。なお、規則制定の施行日につきましては公布の日でございます。皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（多田育民君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 討論なしと認めます。

これより発議案第3号について採決をいたします。

発議案第3号 印西地区環境整備事業組合議会会議規則の全部改正についてを原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員であります。

よって、発議案第3号は可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（多田育民君） 以上で本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成25年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変どうもご苦労さまでございました。

（午後 6時28分）